

第 9 回
美方町・村岡町・香住町合併協議会

会 議 資 料

平成 1 6 年 6 月 9 日 (水)

美方町・村岡町・香住町合併協議会

第9回美方町・村岡町・香住町合併協議会会議次第

と き：平成16年6月9日(水)

ところ：香住町文化会館

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議の成立

4 会議録署名委員の指名

5 議 題

(1) 報告事項

報告第24号 第6回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について

(2) 協議事項

協議第38号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
協議第39号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
協議第40号 水道・下水道事務事業の取扱い(その1)について
協議第41号 福祉関係事務事業の取扱い(その1)について
協議第42号 合併期日の変更について

6 その他

第10回協議会の開催について

(1) 日 時 平成16年7月6日(火) 13:30～

(2) 場 所 美方町総合センター

(3) 協議事項(予定)

協議第43号 議会関係事務事業の取扱いについて
協議第44号 住民関係事務事業の取扱いについて
協議第45号 税務関係事務事業の取扱いについて
協議第46号 建設関係事務事業の取扱いについて
協議第47号 財産の取扱い(その2)について
協議第11号(継続) 新町の名称について

7 閉 会

美方町・村岡町・香住町合併協議会委員・顧問名簿

区 分	氏 名	職名・出身町	摘 要
規約第8条第1項 1号委員 (町長)	う え だ せつろう 上 田 節 郎	美方町長	副会長
	い わ つ き たけし 岩 槻 健	村岡町長	会 長
	ふ じ わ ら ひさつぐ 藤 原 久 嗣	香住町長	副会長 (職務代理者)
規約第8条第1項 2号委員 (議長・議員)	よ し だ のりあき 吉 田 範 明	美方町議会議員	議長
	ほん じょう しげのぶ 本 城 繁 信	美方町議会議員	
	た に ぶ ち えい いち 谷 湊 栄 一	村岡町議会議員	副議長
	い た さ か こう じ 板 坂 公 二	村岡町議会議員	
	う え だ たかし 上 田 孝	香住町議会議員	副議長
	たちばな ひでお 橋 秀 夫	香住町議会議員	
規約第8条第1項 3号委員 (学識経験者)	あ さ く ら とみゆき 朝 倉 富 征	美 方 町	
	い の う え い ち ろ う 井 上 一 郎		
	け ど き み ひ こ 毛 戸 公 彦		
	な か む ら はる や す 中 村 治 泰		
	み ず ま と く こ 水 間 徳 子	村 岡 町	
	い し が き けん ぞう 石 垣 健 三		
	い の う え げん い ち 井 上 源 一		
	こ た に み ち こ 小 谷 道 子		
	に し お た か お 西 尾 高 雄	香 住 町	
	み よ し た だ お 三 好 忠 男		
	い と う まこと 伊 藤 誠		
	お か だ ひ さ こ 岡 田 久 子		
し ば さ き か ず ひ で 柴 崎 一 秀			
な か む ら さ と る 中 村 暁			
む ら せ はる よ し 村 瀬 晴 好			
な か む ら し げ る 中 村 茂		兵庫県議会議員	
規約第9条第1項 顧 問	ま る が み ひろし 丸 上 博	兵庫県議会議員	
	に し む ら りょう じ 西 村 良 二	但馬県民局長	

会 議 資 料

資 料 索 引

報告第24号	第6回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について	P 1 ~ P 2
協議第38号	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	P 3 ~ P 5
協議第39号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	P 6 ~ P 8
協議第40号	水道・下水道関係事務事業の取扱い(その1)について	P 9 ~ P 29
協議第41号	福祉関係事務事業の取扱い(その1)について	P 30 ~ P 39
協議第42号	合併の期日の変更について	P 40 ~ P 41

報告第24号

第6回議会の議員及び農業委員会の委員の
任期等検討小委員会について

第6回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について報告する。

平成16年6月9日報告

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩 槻 健

第6回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について

第6回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について、同小委員会委員長から別紙のとおり報告があったので報告する。

平成 年 月 日承認

平成16年5月17日

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩 槻 健 様

議会の議員及び農業委員会の委員の
任期等検討小委員会
委員長 石 垣 健 三

第6回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討
小委員会の報告について

第6回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会を5月14日に開催したので、美方町・村岡町・香住町合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 報告事項

(1) 出席者

13名

(2) 協議事項について

1) 議会の議員の任期等の取扱いについて（継続）

(3) 協議経過

1) 議会の議員の任期等の取扱いについては、下記の事項を確認した。

- ① 市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、合併後50日以内に設置選挙を行う。
- ② 新町の議会の議員の定数は、20人とする。
- ③ 設置選挙に限り、旧町の区域ごとに選挙区を設ける。
- ④ 各選挙区の定数は、次のとおりとする。

美方町の区域3人、村岡町の区域6人、香住町の区域11人

協議第38号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて提出する。

平成16年6月9日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会長 岩槻 健

協定項目	2 - (3)	議会の議員の定数及び任期の取扱い
<p>1. 市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、合併後50日以内に設置選挙を行う。</p> <p>2. 新町の議会の議員の定数は、20人とする。</p> <p>3. 設置選挙に限り、旧町の区域ごとに選挙区を設ける。</p> <p>4. 各選挙区の定数は、次のとおりとする。 美方町の区域3人、村岡町の区域6人、香住町の区域11人</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	協議細目	
参考法令	内 容		
<p>地方自治法 第91条抜粋</p> <p>第93条抜粋</p> <p>公職選挙法(抄) 第33条抜粋</p> <p>市町村の合併の 特例に関する法 律(抄) 第6条抜粋</p>	<p>① 地方自治法及び公職選挙法の原則 (市町村議会の議員の定数) ー平成15年1月1日から改正ー</p> <p>第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。</p> <p>2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、該当各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。</p> <p>(5) 人口5万人未満の市及び人口2万人以上の町村 <u>26人</u></p> <p>7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」という。)は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。</p> <p>(議員の任期)</p> <p>第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。</p> <p>(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)</p> <p>第33条</p> <p>3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。</p> <p>② 定数特例制度 (議会の議員の定数に関する特例)</p> <p>第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項(平成15年1月1日から改正)の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。</p>		

参 考 資 料

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	協議細目	
参考法令	内 容		
市町村の合併の特例に関する法律(抄) 第7条抜粋	<p>③ 在任特例制度 (議会の議員の在任に関する特例)</p> <p>第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。</p> <p>(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間</p>		
公職選挙法(抄) 第15条抜粋	<p>④ 議会の議員の選挙区 (地方公共団体の議会の議員の選挙区)</p> <p>第15条</p> <p>6 市町村は特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域をもって選挙区とする。</p> <p>7 第2項、第3項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区域、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。</p> <p>8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。</p> <p>9 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。</p>		
公職選挙法施行令(抄) 第9条抜粋	<p>(人口に比例しない議員の定数)</p> <p>第9条 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないので定めることができる。</p>		

協議第39号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて提出する。

平成16年6月9日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

協定項目	2 - (4)	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
<p>1. 市町村の合併の特例に関する法律第8条の特例は適用せず、合併後50日以内に設置選挙を行う。</p> <p>2. 農業委員会を設置する単位は、新町に1つの農業委員会とする。</p> <p>3. 新町の農業委員会の選挙による委員の定数は、20人とする。</p> <p>4. 美方町と村岡町を合わせた区域と香住町の区域の2つの選挙区を設ける。</p> <p>5. 各選挙区の定数は、有権者数割50%、農地面積割50%とし、次のとおりとする。 美方町と村岡町を合わせた区域12人、香住町の区域8人</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	協議細目
参考法令	内 容	
農業委員会等に関する法律 第3条抜粋	<p>(設置)</p> <p>第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。</p> <p>2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。</p>	
第7条抜粋	<p>(選挙による委員)</p> <p>第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。</p> <p>2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。</p>	
第10条の2条抜粋	<p>(選挙の単位)</p> <p>第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。</p> <p>2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。</p> <p>3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。</p>	
第12条抜粋	<p>(選任による委員)</p> <p>第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。</p> <p>1 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）各1人</p> <p>2 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内</p>	
第15条抜粋	<p>(委員の任期)</p> <p>第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。</p>	
第34条抜粋	<p>(境界の変更の場合の特例)</p> <p>第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。</p>	

参 考 資 料

協議項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	協議細目													
参考法令	内 容														
農業委員会等に関する法律施行令 第1条の3抜粋 第1条の2抜粋	(2以上の農業委員会を置くことができる市町村) 第1条の3 法第3条第2項 の政令で定める市町村は、その区域の面積が2万4千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7千ヘクタールを超える市町村とする。 (選挙による委員の定数の基準) 第1条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。														
第5条抜粋	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 75%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">定数の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一</td> <td>(一) その区域内の農地面積が1千3百ヘクタール以下の農業委員会 (二) 10アール（北海道にあつては、30アール）以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人（農地法第2条第7項 に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）の数の合計数（以下「基準農業者数」という。）が千百以下の農業委員会</td> <td style="text-align: center;">20人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二</td> <td>一の項及び三の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会</td> <td style="text-align: center;">30人以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三</td> <td>その区域内の農地面積が5千ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6千を超える農業委員会</td> <td style="text-align: center;">40人以下</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	定数の基準	一	(一) その区域内の農地面積が1千3百ヘクタール以下の農業委員会 (二) 10アール（北海道にあつては、30アール）以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人（農地法第2条第7項 に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）の数の合計数（以下「基準農業者数」という。）が千百以下の農業委員会	20人以下	二	一の項及び三の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下	三	その区域内の農地面積が5千ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6千を超える農業委員会	40人以下
	区 分	定数の基準													
一	(一) その区域内の農地面積が1千3百ヘクタール以下の農業委員会 (二) 10アール（北海道にあつては、30アール）以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人（農地法第2条第7項 に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）の数の合計数（以下「基準農業者数」という。）が千百以下の農業委員会	20人以下													
二	一の項及び三の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下													
三	その区域内の農地面積が5千ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6千を超える農業委員会	40人以下													
市町村の合併の特例に関する法律 第8条抜粋	(選挙区の基準) 第5条 法第10条の2第2項 の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。 ※基準農業者数：一定規模(10a)以上の農地につき耕作を営む農家世帯数および農業生産法人の数の合計														
	(農業委員会の委員の任期等に関する特例) 第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数とその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。 1 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後一年を超えない範囲で当該協議で定める期間 2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間														

協議第40号

水道・下水道関係事務事業の取扱い（その1）について

水道・下水道関係事務事業の取扱い（その1）について提出する。

平成16年 6月 9日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

協定項目	3 - (12) ⑫	各種事務事業の取扱い 水道・下水道関係事務事業の取扱い（その1）
1. 水道に関すること (1) 上水道施設は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。 (2) 簡易水道施設は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。 (3) 加入金(分担金)は、合併時に香住町の上水道の例により統一する。 (4) 使用料は、平成20年度を目途に統一する方向で調整する。		
2. 下水道に関すること (1) 下水道施設は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。 (2) 受益者負担金(分担金)は、合併時に香住町の例により再編する。 (3) 使用料は、平成20年度を目途に統一する方向で調整する。		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	水道・下水道関係事務事業の取扱い（その1）		協議細目																																																																																														
現況比較表	美方町	村岡町	香住町																																																																																														
上水道施設	1. 上水道 該当なし	1. 上水道 該当なし	1. 上水道 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>香住町上水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>計画給水人口</td><td>14,000 人</td></tr> <tr><td>給水人口</td><td>9,821 人</td></tr> <tr><td>配水能力</td><td>10,500 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総配水量</td><td>1,990,869 m3</td></tr> <tr><td>一日最大配水量</td><td>11,384 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総有収水量</td><td>1,785,483 m3</td></tr> <tr><td>給水原価</td><td>121.44 円</td></tr> <tr><td>供給単価</td><td>114.92 円</td></tr> <tr><td>職員数</td><td>9 人</td></tr> <tr><td>主要施設</td><td>配水池 6ヶ所 浄水場（消毒のみ）1ヶ所</td></tr> </tbody> </table>	区 分	香住町上水道	計画給水人口	14,000 人	給水人口	9,821 人	配水能力	10,500 m3/日	年間総配水量	1,990,869 m3	一日最大配水量	11,384 m3/日	年間総有収水量	1,785,483 m3	給水原価	121.44 円	供給単価	114.92 円	職員数	9 人	主要施設	配水池 6ヶ所 浄水場（消毒のみ）1ヶ所																																																																								
区 分	香住町上水道																																																																																																
計画給水人口	14,000 人																																																																																																
給水人口	9,821 人																																																																																																
配水能力	10,500 m3/日																																																																																																
年間総配水量	1,990,869 m3																																																																																																
一日最大配水量	11,384 m3/日																																																																																																
年間総有収水量	1,785,483 m3																																																																																																
給水原価	121.44 円																																																																																																
供給単価	114.92 円																																																																																																
職員数	9 人																																																																																																
主要施設	配水池 6ヶ所 浄水場（消毒のみ）1ヶ所																																																																																																
簡易水道施設	2. 簡易水道 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>美方町簡易水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>計画給水人口</td><td>2,800 人</td></tr> <tr><td>給水人口</td><td>2,637 人</td></tr> <tr><td>配水能力</td><td>1,000 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総配水量</td><td>317,096 m3</td></tr> <tr><td>一日最大配水量</td><td>1,984 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総有収水量</td><td>272,696 m3</td></tr> <tr><td>職員数</td><td>3 人</td></tr> <tr><td>主要施設</td><td>配水池 1ヶ所 浄水場 1ヶ所</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>南部高原（特設）水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水区域</td> <td>南部健康高原コテージ、炊事棟、管理棟及び尼崎市立美方高原自然の家、既設配水管からの給水が可能な一般住宅区域</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	美方町簡易水道	計画給水人口	2,800 人	給水人口	2,637 人	配水能力	1,000 m3/日	年間総配水量	317,096 m3	一日最大配水量	1,984 m3/日	年間総有収水量	272,696 m3	職員数	3 人	主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場 1ヶ所	区 分	南部高原（特設）水道	給水区域	南部健康高原コテージ、炊事棟、管理棟及び尼崎市立美方高原自然の家、既設配水管からの給水が可能な一般住宅区域	2. 簡易水道 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>租岡簡易水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>計画給水人口</td><td>425 人</td></tr> <tr><td>給水人口</td><td>248 人</td></tr> <tr><td>配水能力</td><td>163 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総配水量</td><td>22,970 m3</td></tr> <tr><td>一日最大配水量</td><td>150 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総有収水量</td><td>20,557 m3</td></tr> <tr><td>職員数</td><td>3 人</td></tr> <tr><td>主要施設</td><td>配水池 1ヶ所 浄水場（消毒のみ）1ヶ所</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>丸味簡易水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>計画給水人口</td><td>117 人</td></tr> <tr><td>給水人口</td><td>61 人</td></tr> <tr><td>配水能力</td><td>36 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総配水量</td><td>4,147 m3</td></tr> <tr><td>一日最大配水量</td><td>27 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総有収水量</td><td>2,849 m3</td></tr> <tr><td>職員数</td><td>(3) 人</td></tr> <tr><td>主要施設</td><td>配水池 1ヶ所 浄水場 1ヶ所</td></tr> </tbody> </table>	区 分	租岡簡易水道	計画給水人口	425 人	給水人口	248 人	配水能力	163 m3/日	年間総配水量	22,970 m3	一日最大配水量	150 m3/日	年間総有収水量	20,557 m3	職員数	3 人	主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場（消毒のみ）1ヶ所	区 分	丸味簡易水道	計画給水人口	117 人	給水人口	61 人	配水能力	36 m3/日	年間総配水量	4,147 m3	一日最大配水量	27 m3/日	年間総有収水量	2,849 m3	職員数	(3) 人	主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場 1ヶ所	2. 簡易水道 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>佐津簡易水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>計画給水人口</td><td>1,210 人</td></tr> <tr><td>給水人口</td><td>1,208 人</td></tr> <tr><td>配水能力</td><td>546 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総配水量</td><td>188,942 m3</td></tr> <tr><td>一日最大配水量</td><td>979 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総有収水量</td><td>168,842 m3</td></tr> <tr><td>職員数</td><td>(9) 人</td></tr> <tr><td>主要施設</td><td>配水池 2ヶ所 浄水場（消毒のみ）1ヶ所</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>長井簡易水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>計画給水人口</td><td>980 人</td></tr> <tr><td>給水人口</td><td>901 人</td></tr> <tr><td>配水能力</td><td>210 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総配水量</td><td>97,172 m3</td></tr> <tr><td>一日最大配水量</td><td>450 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総有収水量</td><td>94,250 m3</td></tr> <tr><td>職員数</td><td>(9) 人</td></tr> <tr><td>主要施設</td><td>配水池 2ヶ所 浄水場（消毒のみ）1ヶ所</td></tr> </tbody> </table>	区 分	佐津簡易水道	計画給水人口	1,210 人	給水人口	1,208 人	配水能力	546 m3/日	年間総配水量	188,942 m3	一日最大配水量	979 m3/日	年間総有収水量	168,842 m3	職員数	(9) 人	主要施設	配水池 2ヶ所 浄水場（消毒のみ）1ヶ所	区 分	長井簡易水道	計画給水人口	980 人	給水人口	901 人	配水能力	210 m3/日	年間総配水量	97,172 m3	一日最大配水量	450 m3/日	年間総有収水量	94,250 m3	職員数	(9) 人	主要施設	配水池 2ヶ所 浄水場（消毒のみ）1ヶ所
区 分	美方町簡易水道																																																																																																
計画給水人口	2,800 人																																																																																																
給水人口	2,637 人																																																																																																
配水能力	1,000 m3/日																																																																																																
年間総配水量	317,096 m3																																																																																																
一日最大配水量	1,984 m3/日																																																																																																
年間総有収水量	272,696 m3																																																																																																
職員数	3 人																																																																																																
主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場 1ヶ所																																																																																																
区 分	南部高原（特設）水道																																																																																																
給水区域	南部健康高原コテージ、炊事棟、管理棟及び尼崎市立美方高原自然の家、既設配水管からの給水が可能な一般住宅区域																																																																																																
区 分	租岡簡易水道																																																																																																
計画給水人口	425 人																																																																																																
給水人口	248 人																																																																																																
配水能力	163 m3/日																																																																																																
年間総配水量	22,970 m3																																																																																																
一日最大配水量	150 m3/日																																																																																																
年間総有収水量	20,557 m3																																																																																																
職員数	3 人																																																																																																
主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場（消毒のみ）1ヶ所																																																																																																
区 分	丸味簡易水道																																																																																																
計画給水人口	117 人																																																																																																
給水人口	61 人																																																																																																
配水能力	36 m3/日																																																																																																
年間総配水量	4,147 m3																																																																																																
一日最大配水量	27 m3/日																																																																																																
年間総有収水量	2,849 m3																																																																																																
職員数	(3) 人																																																																																																
主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場 1ヶ所																																																																																																
区 分	佐津簡易水道																																																																																																
計画給水人口	1,210 人																																																																																																
給水人口	1,208 人																																																																																																
配水能力	546 m3/日																																																																																																
年間総配水量	188,942 m3																																																																																																
一日最大配水量	979 m3/日																																																																																																
年間総有収水量	168,842 m3																																																																																																
職員数	(9) 人																																																																																																
主要施設	配水池 2ヶ所 浄水場（消毒のみ）1ヶ所																																																																																																
区 分	長井簡易水道																																																																																																
計画給水人口	980 人																																																																																																
給水人口	901 人																																																																																																
配水能力	210 m3/日																																																																																																
年間総配水量	97,172 m3																																																																																																
一日最大配水量	450 m3/日																																																																																																
年間総有収水量	94,250 m3																																																																																																
職員数	(9) 人																																																																																																
主要施設	配水池 2ヶ所 浄水場（消毒のみ）1ヶ所																																																																																																

参 考 資 料

協議項目	水道・下水道関係事務事業の取扱い（その1）		協議細目																																																																																																												
現況比較表 簡易水道施設	美方町	村岡町 (続き) <table border="1" data-bbox="938 371 1330 652"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>山田簡易水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>計画給水人口</td><td>320人</td></tr> <tr><td>給水人口</td><td>154人</td></tr> <tr><td>配水能力</td><td>68 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総配水量</td><td>14,066 m3</td></tr> <tr><td>一日最大配水量</td><td>92 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総有収水量</td><td>11,345 m3</td></tr> <tr><td>職員数</td><td>(3)人</td></tr> <tr><td>主要施設</td><td>配水池 1ヶ所 浄水場 1ヶ所</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="938 681 1330 962"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>中区簡易水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>計画給水人口</td><td>3,556人</td></tr> <tr><td>給水人口</td><td>2,764人</td></tr> <tr><td>配水能力</td><td>1,395 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総配水量</td><td>375,749 m3</td></tr> <tr><td>一日最大配水量</td><td>1,509 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総有収水量</td><td>304,114 m3</td></tr> <tr><td>職員数</td><td>(3)人</td></tr> <tr><td>主要施設</td><td>配水池 8ヶ所 浄水場 3ヶ所</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="938 991 1330 1272"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>高区簡易水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>計画給水人口</td><td>1,875人</td></tr> <tr><td>給水人口</td><td>1,524人</td></tr> <tr><td>配水能力</td><td>1,600 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総配水量</td><td>214,195 m3</td></tr> <tr><td>一日最大配水量</td><td>1,320 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総有収水量</td><td>175,927 m3</td></tr> <tr><td>職員数</td><td>(3)人</td></tr> <tr><td>主要施設</td><td>配水池 8ヶ所 浄水場 1ヶ所</td></tr> </tbody> </table>	区 分	山田簡易水道	計画給水人口	320人	給水人口	154人	配水能力	68 m3/日	年間総配水量	14,066 m3	一日最大配水量	92 m3/日	年間総有収水量	11,345 m3	職員数	(3)人	主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場 1ヶ所	区 分	中区簡易水道	計画給水人口	3,556人	給水人口	2,764人	配水能力	1,395 m3/日	年間総配水量	375,749 m3	一日最大配水量	1,509 m3/日	年間総有収水量	304,114 m3	職員数	(3)人	主要施設	配水池 8ヶ所 浄水場 3ヶ所	区 分	高区簡易水道	計画給水人口	1,875人	給水人口	1,524人	配水能力	1,600 m3/日	年間総配水量	214,195 m3	一日最大配水量	1,320 m3/日	年間総有収水量	175,927 m3	職員数	(3)人	主要施設	配水池 8ヶ所 浄水場 1ヶ所	香住町 (続き) <table border="1" data-bbox="1480 371 1872 652"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>余部簡易水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>計画給水人口</td><td>1,120人</td></tr> <tr><td>給水人口</td><td>919人</td></tr> <tr><td>配水能力</td><td>310 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総配水量</td><td>115,264 m3</td></tr> <tr><td>一日最大配水量</td><td>428 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総有収水量</td><td>100,127 m3</td></tr> <tr><td>職員数</td><td>(9)人</td></tr> <tr><td>主要施設</td><td>配水池 2ヶ所 浄水場（消毒のみ） 1ヶ所</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1480 681 1872 962"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>御崎簡易水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>計画給水人口</td><td>110人</td></tr> <tr><td>給水人口</td><td>76人</td></tr> <tr><td>配水能力</td><td>22 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総配水量</td><td>6,725 m3</td></tr> <tr><td>一日最大配水量</td><td>65 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総有収水量</td><td>6,144 m3</td></tr> <tr><td>職員数</td><td>(9)人</td></tr> <tr><td>主要施設</td><td>配水池 2ヶ所 浄水場（消毒のみ） 1ヶ所</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1480 991 1872 1272"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>訓谷簡易水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>計画給水人口</td><td>1,500人</td></tr> <tr><td>給水人口</td><td>426人</td></tr> <tr><td>配水能力</td><td>986 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総配水量</td><td>101,617 m3</td></tr> <tr><td>一日最大配水量</td><td>651 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総有収水量</td><td>93,348 m3</td></tr> <tr><td>職員数</td><td>(9)人</td></tr> <tr><td>主要施設</td><td>配水池 1ヶ所 浄水場（消毒のみ） 1ヶ所</td></tr> </tbody> </table>	区 分	余部簡易水道	計画給水人口	1,120人	給水人口	919人	配水能力	310 m3/日	年間総配水量	115,264 m3	一日最大配水量	428 m3/日	年間総有収水量	100,127 m3	職員数	(9)人	主要施設	配水池 2ヶ所 浄水場（消毒のみ） 1ヶ所	区 分	御崎簡易水道	計画給水人口	110人	給水人口	76人	配水能力	22 m3/日	年間総配水量	6,725 m3	一日最大配水量	65 m3/日	年間総有収水量	6,144 m3	職員数	(9)人	主要施設	配水池 2ヶ所 浄水場（消毒のみ） 1ヶ所	区 分	訓谷簡易水道	計画給水人口	1,500人	給水人口	426人	配水能力	986 m3/日	年間総配水量	101,617 m3	一日最大配水量	651 m3/日	年間総有収水量	93,348 m3	職員数	(9)人	主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場（消毒のみ） 1ヶ所
区 分	山田簡易水道																																																																																																														
計画給水人口	320人																																																																																																														
給水人口	154人																																																																																																														
配水能力	68 m3/日																																																																																																														
年間総配水量	14,066 m3																																																																																																														
一日最大配水量	92 m3/日																																																																																																														
年間総有収水量	11,345 m3																																																																																																														
職員数	(3)人																																																																																																														
主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場 1ヶ所																																																																																																														
区 分	中区簡易水道																																																																																																														
計画給水人口	3,556人																																																																																																														
給水人口	2,764人																																																																																																														
配水能力	1,395 m3/日																																																																																																														
年間総配水量	375,749 m3																																																																																																														
一日最大配水量	1,509 m3/日																																																																																																														
年間総有収水量	304,114 m3																																																																																																														
職員数	(3)人																																																																																																														
主要施設	配水池 8ヶ所 浄水場 3ヶ所																																																																																																														
区 分	高区簡易水道																																																																																																														
計画給水人口	1,875人																																																																																																														
給水人口	1,524人																																																																																																														
配水能力	1,600 m3/日																																																																																																														
年間総配水量	214,195 m3																																																																																																														
一日最大配水量	1,320 m3/日																																																																																																														
年間総有収水量	175,927 m3																																																																																																														
職員数	(3)人																																																																																																														
主要施設	配水池 8ヶ所 浄水場 1ヶ所																																																																																																														
区 分	余部簡易水道																																																																																																														
計画給水人口	1,120人																																																																																																														
給水人口	919人																																																																																																														
配水能力	310 m3/日																																																																																																														
年間総配水量	115,264 m3																																																																																																														
一日最大配水量	428 m3/日																																																																																																														
年間総有収水量	100,127 m3																																																																																																														
職員数	(9)人																																																																																																														
主要施設	配水池 2ヶ所 浄水場（消毒のみ） 1ヶ所																																																																																																														
区 分	御崎簡易水道																																																																																																														
計画給水人口	110人																																																																																																														
給水人口	76人																																																																																																														
配水能力	22 m3/日																																																																																																														
年間総配水量	6,725 m3																																																																																																														
一日最大配水量	65 m3/日																																																																																																														
年間総有収水量	6,144 m3																																																																																																														
職員数	(9)人																																																																																																														
主要施設	配水池 2ヶ所 浄水場（消毒のみ） 1ヶ所																																																																																																														
区 分	訓谷簡易水道																																																																																																														
計画給水人口	1,500人																																																																																																														
給水人口	426人																																																																																																														
配水能力	986 m3/日																																																																																																														
年間総配水量	101,617 m3																																																																																																														
一日最大配水量	651 m3/日																																																																																																														
年間総有収水量	93,348 m3																																																																																																														
職員数	(9)人																																																																																																														
主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場（消毒のみ） 1ヶ所																																																																																																														

参 考 資 料

協議項目	水道・下水道関係事務事業の取扱い(その1)		協議細目																																					
現況比較表 簡易水道施設	美方町	村岡町 (続き)	香住町																																					
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>作山簡易水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>計画給水人口</td><td>56人</td></tr> <tr><td>給水人口</td><td>34人</td></tr> <tr><td>配水能力</td><td>11 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総配水量</td><td>2,634 m3</td></tr> <tr><td>一日最大配水量</td><td>17 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総有収水量</td><td>2,323 m3</td></tr> <tr><td>職員数</td><td>(3)人</td></tr> <tr><td>主要施設</td><td>配水池 1ヶ所 浄水場 1ヶ所</td></tr> </tbody> </table>	区 分	作山簡易水道	計画給水人口	56人	給水人口	34人	配水能力	11 m3/日	年間総配水量	2,634 m3	一日最大配水量	17 m3/日	年間総有収水量	2,323 m3	職員数	(3)人	主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場 1ヶ所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>畑簡易水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>計画給水人口</td><td>250人</td></tr> <tr><td>給水人口</td><td>156人</td></tr> <tr><td>配水能力</td><td>110 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総配水量</td><td>12,860 m3</td></tr> <tr><td>一日最大配水量</td><td>57 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総有収水量</td><td>13,881 m3</td></tr> <tr><td>職員数</td><td>(9)人</td></tr> <tr><td>主要施設</td><td>配水池 1ヶ所 浄水場(消毒のみ) 1ヶ所</td></tr> </tbody> </table>	区 分	畑簡易水道	計画給水人口	250人	給水人口	156人	配水能力	110 m3/日	年間総配水量	12,860 m3	一日最大配水量	57 m3/日	年間総有収水量	13,881 m3	職員数	(9)人	主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場(消毒のみ) 1ヶ所
			区 分	作山簡易水道																																				
			計画給水人口	56人																																				
			給水人口	34人																																				
			配水能力	11 m3/日																																				
			年間総配水量	2,634 m3																																				
			一日最大配水量	17 m3/日																																				
			年間総有収水量	2,323 m3																																				
			職員数	(3)人																																				
			主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場 1ヶ所																																				
			区 分	畑簡易水道																																				
計画給水人口	250人																																							
給水人口	156人																																							
配水能力	110 m3/日																																							
年間総配水量	12,860 m3																																							
一日最大配水量	57 m3/日																																							
年間総有収水量	13,881 m3																																							
職員数	(9)人																																							
主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場(消毒のみ) 1ヶ所																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>上射添簡易水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>計画給水人口</td><td>1,248人</td></tr> <tr><td>給水人口</td><td>912人</td></tr> <tr><td>配水能力</td><td>432 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総配水量</td><td>121,618 m3</td></tr> <tr><td>一日最大配水量</td><td>625 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総有収水量</td><td>96,525 m3</td></tr> <tr><td>職員数</td><td>(3)人</td></tr> <tr><td>主要施設</td><td>配水池 4ヶ所 浄水場 2ヶ所</td></tr> </tbody> </table>	区 分	上射添簡易水道	計画給水人口	1,248人	給水人口	912人	配水能力	432 m3/日	年間総配水量	121,618 m3	一日最大配水量	625 m3/日	年間総有収水量	96,525 m3	職員数	(3)人	主要施設	配水池 4ヶ所 浄水場 2ヶ所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>守柄簡易水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>計画給水人口</td><td>140人</td></tr> <tr><td>給水人口</td><td>161人</td></tr> <tr><td>配水能力</td><td>31 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総配水量</td><td>13,439 m3</td></tr> <tr><td>一日最大配水量</td><td>71 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総有収水量</td><td>13,475 m3</td></tr> <tr><td>職員数</td><td>(9)人</td></tr> <tr><td>主要施設</td><td>配水池 1ヶ所 浄水場(消毒のみ) 1ヶ所</td></tr> </tbody> </table>	区 分	守柄簡易水道	計画給水人口	140人	給水人口	161人	配水能力	31 m3/日	年間総配水量	13,439 m3	一日最大配水量	71 m3/日	年間総有収水量	13,475 m3	職員数	(9)人	主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場(消毒のみ) 1ヶ所			
区 分	上射添簡易水道																																							
計画給水人口	1,248人																																							
給水人口	912人																																							
配水能力	432 m3/日																																							
年間総配水量	121,618 m3																																							
一日最大配水量	625 m3/日																																							
年間総有収水量	96,525 m3																																							
職員数	(3)人																																							
主要施設	配水池 4ヶ所 浄水場 2ヶ所																																							
区 分	守柄簡易水道																																							
計画給水人口	140人																																							
給水人口	161人																																							
配水能力	31 m3/日																																							
年間総配水量	13,439 m3																																							
一日最大配水量	71 m3/日																																							
年間総有収水量	13,475 m3																																							
職員数	(9)人																																							
主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場(消毒のみ) 1ヶ所																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>低区簡易水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>計画給水人口</td><td>970人</td></tr> <tr><td>給水人口</td><td>501人</td></tr> <tr><td>配水能力</td><td>200 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総配水量</td><td>43,599 m3</td></tr> <tr><td>一日最大配水量</td><td>284 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総有収水量</td><td>39,803 m3</td></tr> <tr><td>職員数</td><td>(3)人</td></tr> <tr><td>主要施設</td><td>配水池 2ヶ所 浄水場 1ヶ所</td></tr> </tbody> </table>	区 分	低区簡易水道	計画給水人口	970人	給水人口	501人	配水能力	200 m3/日	年間総配水量	43,599 m3	一日最大配水量	284 m3/日	年間総有収水量	39,803 m3	職員数	(3)人	主要施設	配水池 2ヶ所 浄水場 1ヶ所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>安木簡易水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>計画給水人口</td><td>240人</td></tr> <tr><td>給水人口</td><td>183人</td></tr> <tr><td>配水能力</td><td>72 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総配水量</td><td>14,255 m3</td></tr> <tr><td>一日最大配水量</td><td>140 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総有収水量</td><td>16,702 m3</td></tr> <tr><td>職員数</td><td>(9)人</td></tr> <tr><td>主要施設</td><td>配水池 1ヶ所 浄水場(消毒のみ) 1ヶ所</td></tr> </tbody> </table>	区 分	安木簡易水道	計画給水人口	240人	給水人口	183人	配水能力	72 m3/日	年間総配水量	14,255 m3	一日最大配水量	140 m3/日	年間総有収水量	16,702 m3	職員数	(9)人	主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場(消毒のみ) 1ヶ所			
区 分	低区簡易水道																																							
計画給水人口	970人																																							
給水人口	501人																																							
配水能力	200 m3/日																																							
年間総配水量	43,599 m3																																							
一日最大配水量	284 m3/日																																							
年間総有収水量	39,803 m3																																							
職員数	(3)人																																							
主要施設	配水池 2ヶ所 浄水場 1ヶ所																																							
区 分	安木簡易水道																																							
計画給水人口	240人																																							
給水人口	183人																																							
配水能力	72 m3/日																																							
年間総配水量	14,255 m3																																							
一日最大配水量	140 m3/日																																							
年間総有収水量	16,702 m3																																							
職員数	(9)人																																							
主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場(消毒のみ) 1ヶ所																																							

参 考 資 料

協議項目	水道・下水道関係事務事業の取扱い（その1）		協議細目																																																																																																												
現況比較表 簡易水道施設	美方町	村岡町 (続き) <table border="1" data-bbox="938 371 1330 651"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>用野簡易水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>計画給水人口</td><td>75人</td></tr> <tr><td>給水人口</td><td>55人</td></tr> <tr><td>配水能力</td><td>15 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総配水量</td><td>3,381 m3</td></tr> <tr><td>一日最大配水量</td><td>22 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総有収水量</td><td>3,200 m3</td></tr> <tr><td>職員数</td><td>(3)人</td></tr> <tr><td>主要施設</td><td>配水池 1ヶ所 浄水場 1ヶ所</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="938 683 1330 962"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>境簡易水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>計画給水人口</td><td>60人</td></tr> <tr><td>給水人口</td><td>37人</td></tr> <tr><td>配水能力</td><td>12 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総配水量</td><td>2,334 m3</td></tr> <tr><td>一日最大配水量</td><td>15 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総有収水量</td><td>1,804 m3</td></tr> <tr><td>職員数</td><td>(3)人</td></tr> <tr><td>主要施設</td><td>配水池 1ヶ所 浄水場 1ヶ所</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="938 994 1330 1273"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>和佐父簡易水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>計画給水人口</td><td>76人</td></tr> <tr><td>給水人口</td><td>49人</td></tr> <tr><td>配水能力</td><td>19 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総配水量</td><td>3,012 m3</td></tr> <tr><td>一日最大配水量</td><td>20 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総有収水量</td><td>2,333 m3</td></tr> <tr><td>職員数</td><td>(3)人</td></tr> <tr><td>主要施設</td><td>配水池 1ヶ所 浄水場 1ヶ所</td></tr> </tbody> </table>	区 分	用野簡易水道	計画給水人口	75人	給水人口	55人	配水能力	15 m3/日	年間総配水量	3,381 m3	一日最大配水量	22 m3/日	年間総有収水量	3,200 m3	職員数	(3)人	主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場 1ヶ所	区 分	境簡易水道	計画給水人口	60人	給水人口	37人	配水能力	12 m3/日	年間総配水量	2,334 m3	一日最大配水量	15 m3/日	年間総有収水量	1,804 m3	職員数	(3)人	主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場 1ヶ所	区 分	和佐父簡易水道	計画給水人口	76人	給水人口	49人	配水能力	19 m3/日	年間総配水量	3,012 m3	一日最大配水量	20 m3/日	年間総有収水量	2,333 m3	職員数	(3)人	主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場 1ヶ所	香住町 (続き) <table border="1" data-bbox="1480 371 1872 651"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>相谷簡易水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>計画給水人口</td><td>170人</td></tr> <tr><td>給水人口</td><td>135人</td></tr> <tr><td>配水能力</td><td>85 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総配水量</td><td>16,015 m3</td></tr> <tr><td>一日最大配水量</td><td>71 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総有収水量</td><td>16,047 m3</td></tr> <tr><td>職員数</td><td>(9)人</td></tr> <tr><td>主要施設</td><td>配水池 1ヶ所 浄水場（消毒のみ） 1ヶ所</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1480 683 1872 962"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>大梶簡易水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>計画給水人口</td><td>52人</td></tr> <tr><td>給水人口</td><td>41人</td></tr> <tr><td>配水能力</td><td>10 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総配水量</td><td>2,892 m3</td></tr> <tr><td>一日最大配水量</td><td>12 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総有収水量</td><td>2,554 m3</td></tr> <tr><td>職員数</td><td>(9)人</td></tr> <tr><td>主要施設</td><td>配水池 1ヶ所 浄水場（消毒のみ） 1ヶ所</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1480 994 1872 1273"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>三川簡易水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>計画給水人口</td><td>40人</td></tr> <tr><td>給水人口</td><td>22人</td></tr> <tr><td>配水能力</td><td>7 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総配水量</td><td>2,604 m3</td></tr> <tr><td>一日最大配水量</td><td>10 m3/日</td></tr> <tr><td>年間総有収水量</td><td>2,489 m3</td></tr> <tr><td>職員数</td><td>(9)人</td></tr> <tr><td>主要施設</td><td>配水池 1ヶ所 浄水場（消毒のみ） 1ヶ所</td></tr> </tbody> </table>	区 分	相谷簡易水道	計画給水人口	170人	給水人口	135人	配水能力	85 m3/日	年間総配水量	16,015 m3	一日最大配水量	71 m3/日	年間総有収水量	16,047 m3	職員数	(9)人	主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場（消毒のみ） 1ヶ所	区 分	大梶簡易水道	計画給水人口	52人	給水人口	41人	配水能力	10 m3/日	年間総配水量	2,892 m3	一日最大配水量	12 m3/日	年間総有収水量	2,554 m3	職員数	(9)人	主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場（消毒のみ） 1ヶ所	区 分	三川簡易水道	計画給水人口	40人	給水人口	22人	配水能力	7 m3/日	年間総配水量	2,604 m3	一日最大配水量	10 m3/日	年間総有収水量	2,489 m3	職員数	(9)人	主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場（消毒のみ） 1ヶ所
			区 分	用野簡易水道																																																																																																											
			計画給水人口	75人																																																																																																											
			給水人口	55人																																																																																																											
			配水能力	15 m3/日																																																																																																											
			年間総配水量	3,381 m3																																																																																																											
			一日最大配水量	22 m3/日																																																																																																											
			年間総有収水量	3,200 m3																																																																																																											
			職員数	(3)人																																																																																																											
			主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場 1ヶ所																																																																																																											
			区 分	境簡易水道																																																																																																											
			計画給水人口	60人																																																																																																											
給水人口	37人																																																																																																														
配水能力	12 m3/日																																																																																																														
年間総配水量	2,334 m3																																																																																																														
一日最大配水量	15 m3/日																																																																																																														
年間総有収水量	1,804 m3																																																																																																														
職員数	(3)人																																																																																																														
主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場 1ヶ所																																																																																																														
区 分	和佐父簡易水道																																																																																																														
計画給水人口	76人																																																																																																														
給水人口	49人																																																																																																														
配水能力	19 m3/日																																																																																																														
年間総配水量	3,012 m3																																																																																																														
一日最大配水量	20 m3/日																																																																																																														
年間総有収水量	2,333 m3																																																																																																														
職員数	(3)人																																																																																																														
主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場 1ヶ所																																																																																																														
区 分	相谷簡易水道																																																																																																														
計画給水人口	170人																																																																																																														
給水人口	135人																																																																																																														
配水能力	85 m3/日																																																																																																														
年間総配水量	16,015 m3																																																																																																														
一日最大配水量	71 m3/日																																																																																																														
年間総有収水量	16,047 m3																																																																																																														
職員数	(9)人																																																																																																														
主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場（消毒のみ） 1ヶ所																																																																																																														
区 分	大梶簡易水道																																																																																																														
計画給水人口	52人																																																																																																														
給水人口	41人																																																																																																														
配水能力	10 m3/日																																																																																																														
年間総配水量	2,892 m3																																																																																																														
一日最大配水量	12 m3/日																																																																																																														
年間総有収水量	2,554 m3																																																																																																														
職員数	(9)人																																																																																																														
主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場（消毒のみ） 1ヶ所																																																																																																														
区 分	三川簡易水道																																																																																																														
計画給水人口	40人																																																																																																														
給水人口	22人																																																																																																														
配水能力	7 m3/日																																																																																																														
年間総配水量	2,604 m3																																																																																																														
一日最大配水量	10 m3/日																																																																																																														
年間総有収水量	2,489 m3																																																																																																														
職員数	(9)人																																																																																																														
主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場（消毒のみ） 1ヶ所																																																																																																														

参 考 資 料

協議項目	水道・下水道関係事務事業の取扱い（その1）		協議細目																																				
現況比較表 簡易水道施設	美方町	村岡町	香住町 (続き) <table border="1" data-bbox="1480 371 1872 651"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>土生簡易水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画給水人口</td> <td>56人</td> </tr> <tr> <td>給水人口</td> <td>33人</td> </tr> <tr> <td>配水能力</td> <td>11 m3/日</td> </tr> <tr> <td>年間総配水量</td> <td>3,270 m3</td> </tr> <tr> <td>一日最大配水量</td> <td>15 m3/日</td> </tr> <tr> <td>年間総有収水量</td> <td>2,906 m3</td> </tr> <tr> <td>職員数</td> <td>(9)人</td> </tr> <tr> <td>主要施設</td> <td>配水池 1ヶ所 浄水場(消毒のみ) 1ヶ所</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1480 683 1872 962"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>本見塚簡易水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画給水人口</td> <td>—人</td> </tr> <tr> <td>給水人口</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>配水能力</td> <td>— m3/日</td> </tr> <tr> <td>年間総配水量</td> <td>511 m3</td> </tr> <tr> <td>一日最大配水量</td> <td>— m3/日</td> </tr> <tr> <td>年間総有収水量</td> <td>425 m3</td> </tr> <tr> <td>職員数</td> <td>(9)人</td> </tr> <tr> <td>主要施設</td> <td>配水池 1ヶ所 浄水場(消毒のみ) 1ヶ所</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	土生簡易水道	計画給水人口	56人	給水人口	33人	配水能力	11 m3/日	年間総配水量	3,270 m3	一日最大配水量	15 m3/日	年間総有収水量	2,906 m3	職員数	(9)人	主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場(消毒のみ) 1ヶ所	区 分	本見塚簡易水道	計画給水人口	—人	給水人口	4人	配水能力	— m3/日	年間総配水量	511 m3	一日最大配水量	— m3/日	年間総有収水量	425 m3	職員数	(9)人	主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場(消毒のみ) 1ヶ所
区 分	土生簡易水道																																						
計画給水人口	56人																																						
給水人口	33人																																						
配水能力	11 m3/日																																						
年間総配水量	3,270 m3																																						
一日最大配水量	15 m3/日																																						
年間総有収水量	2,906 m3																																						
職員数	(9)人																																						
主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場(消毒のみ) 1ヶ所																																						
区 分	本見塚簡易水道																																						
計画給水人口	—人																																						
給水人口	4人																																						
配水能力	— m3/日																																						
年間総配水量	511 m3																																						
一日最大配水量	— m3/日																																						
年間総有収水量	425 m3																																						
職員数	(9)人																																						
主要施設	配水池 1ヶ所 浄水場(消毒のみ) 1ヶ所																																						

参 考 資 料

協議項目	水道・下水道関係事務事業の取扱い（その1）		協議細目																																																																														
現況比較表	美方町	村岡町	香住町																																																																														
水道加入金等 (分担金)	<p>1. 加入金（分担金）</p> <p>①新設加入金 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径 (mm)</th> <th>上水道</th> <th>簡易水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td>—</td><td>80,000</td></tr> <tr><td>20</td><td>—</td><td>80,000</td></tr> <tr><td>25</td><td>—</td><td>100,000</td></tr> <tr><td>30</td><td>—</td><td>120,000</td></tr> <tr><td>40</td><td>—</td><td>160,000</td></tr> <tr><td>50</td><td>—</td><td>200,000</td></tr> <tr><td>75</td><td>—</td><td>300,000</td></tr> <tr><td>100 以上</td><td>—</td><td>町長が定める額</td></tr> </tbody> </table> <p>②改造の場合の加入金 新口径にかかる新設加入金と旧口径にかかる加入金の差額</p> <p>※ 給水装置の新設又は改造（メーターの口径を増す場合に限る。以下同じ。）の申込者は上に定める金額に100分の105を乗じて得た額を加入金として納入しなければならない。</p>	口径 (mm)	上水道	簡易水道	13	—	80,000	20	—	80,000	25	—	100,000	30	—	120,000	40	—	160,000	50	—	200,000	75	—	300,000	100 以上	—	町長が定める額	<p>1. 加入金（分担金）</p> <p>①新設加入金 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径 (mm)</th> <th>上水道</th> <th>簡易水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td>—</td><td>63,000</td></tr> <tr><td>20</td><td>—</td><td>84,000</td></tr> <tr><td>25</td><td>—</td><td>105,000</td></tr> <tr><td>30</td><td>—</td><td>126,000</td></tr> <tr><td>40</td><td>—</td><td>157,500</td></tr> <tr><td>50</td><td>—</td><td>210,000</td></tr> <tr><td>75</td><td>—</td><td>315,000</td></tr> </tbody> </table> <p>②増径の場合の加入金 新口径にかかる新設加入金と旧口径にかかる加入金の差額</p> <p>※ 消費税相当額を含む。</p>	口径 (mm)	上水道	簡易水道	13	—	63,000	20	—	84,000	25	—	105,000	30	—	126,000	40	—	157,500	50	—	210,000	75	—	315,000	<p>1. 加入金（分担金）</p> <p>①新設分担金 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径 (mm)</th> <th>上水道</th> <th>簡易水道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td>60,000</td><td>60,000</td></tr> <tr><td>20</td><td>100,000</td><td>100,000</td></tr> <tr><td>25</td><td>200,000</td><td>200,000</td></tr> <tr><td>30</td><td>425,000</td><td>その都度町長が定める</td></tr> <tr><td>40</td><td>625,000</td><td>〃</td></tr> <tr><td>50</td><td>900,000</td><td>〃</td></tr> <tr><td>75</td><td>2,200,000</td><td>〃</td></tr> <tr><td>100 以上</td><td>その都度町長が定める</td><td>〃</td></tr> </tbody> </table> <p>②増径分担金 新口径にかかる新設分担金と旧口径にかかる新設分担金の差額</p> <p>※ 給水装置の新設及び改造工事（メーター口径を増す場合に限る。以下同じ。）の申込者は上に定める額に100分の105を乗じて得た額を分担金として納入しなければならない。</p>	口径 (mm)	上水道	簡易水道	13	60,000	60,000	20	100,000	100,000	25	200,000	200,000	30	425,000	その都度町長が定める	40	625,000	〃	50	900,000	〃	75	2,200,000	〃	100 以上	その都度町長が定める	〃
口径 (mm)	上水道	簡易水道																																																																															
13	—	80,000																																																																															
20	—	80,000																																																																															
25	—	100,000																																																																															
30	—	120,000																																																																															
40	—	160,000																																																																															
50	—	200,000																																																																															
75	—	300,000																																																																															
100 以上	—	町長が定める額																																																																															
口径 (mm)	上水道	簡易水道																																																																															
13	—	63,000																																																																															
20	—	84,000																																																																															
25	—	105,000																																																																															
30	—	126,000																																																																															
40	—	157,500																																																																															
50	—	210,000																																																																															
75	—	315,000																																																																															
口径 (mm)	上水道	簡易水道																																																																															
13	60,000	60,000																																																																															
20	100,000	100,000																																																																															
25	200,000	200,000																																																																															
30	425,000	その都度町長が定める																																																																															
40	625,000	〃																																																																															
50	900,000	〃																																																																															
75	2,200,000	〃																																																																															
100 以上	その都度町長が定める	〃																																																																															

参 考 資 料

協議項目	水道・下水道関係事務事業の取扱い（その1）	協議細目																																																																	
水道使用料	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>美方町</th> <th>村岡町</th> <th>香住町</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">水道・簡易水道料金の現況比較 (口径13mmの場合の比較)</td> </tr> <tr> <td>水量</td> <td>美方町</td> <td>村岡町</td> <td>香住町</td> <td>料金最大差</td> </tr> <tr> <td>10 m³</td> <td>1,500</td> <td>1,100</td> <td>1,000</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>20 m³</td> <td>2,800</td> <td>2,400</td> <td>1,750</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>30 m³</td> <td>4,100</td> <td>3,800</td> <td>2,500</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>40 m³</td> <td>5,400</td> <td>5,200</td> <td>3,550</td> <td>1,850</td> </tr> <tr> <td>50 m³</td> <td>6,700</td> <td>6,600</td> <td>4,600</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>60 m³</td> <td>8,000</td> <td>8,100</td> <td>5,650</td> <td>2,450</td> </tr> <tr> <td>70 m³</td> <td>9,300</td> <td>9,600</td> <td>6,700</td> <td>2,900</td> </tr> <tr> <td>80 m³</td> <td>10,600</td> <td>11,100</td> <td>7,750</td> <td>3,350</td> </tr> <tr> <td>90 m³</td> <td>11,900</td> <td>12,700</td> <td>8,800</td> <td>3,900</td> </tr> <tr> <td>100 m³</td> <td>13,200</td> <td>14,300</td> <td>9,850</td> <td>4,450</td> </tr> </tbody> </table> <p>※消費税抜き</p>		美方町	村岡町	香住町		水道・簡易水道料金の現況比較 (口径13mmの場合の比較)					水量	美方町	村岡町	香住町	料金最大差	10 m ³	1,500	1,100	1,000	500	20 m ³	2,800	2,400	1,750	1,050	30 m ³	4,100	3,800	2,500	1,600	40 m ³	5,400	5,200	3,550	1,850	50 m ³	6,700	6,600	4,600	2,100	60 m ³	8,000	8,100	5,650	2,450	70 m ³	9,300	9,600	6,700	2,900	80 m ³	10,600	11,100	7,750	3,350	90 m ³	11,900	12,700	8,800	3,900	100 m ³	13,200	14,300	9,850	4,450	美方町 村岡町 香住町
		美方町	村岡町	香住町																																																															
水道・簡易水道料金の現況比較 (口径13mmの場合の比較)																																																																			
水量	美方町	村岡町	香住町	料金最大差																																																															
10 m ³	1,500	1,100	1,000	500																																																															
20 m ³	2,800	2,400	1,750	1,050																																																															
30 m ³	4,100	3,800	2,500	1,600																																																															
40 m ³	5,400	5,200	3,550	1,850																																																															
50 m ³	6,700	6,600	4,600	2,100																																																															
60 m ³	8,000	8,100	5,650	2,450																																																															
70 m ³	9,300	9,600	6,700	2,900																																																															
80 m ³	10,600	11,100	7,750	3,350																																																															
90 m ³	11,900	12,700	8,800	3,900																																																															
100 m ³	13,200	14,300	9,850	4,450																																																															
水道整備状況	<p>水道・簡易水道整備状況について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">町名</th> <th rowspan="2">事業種別</th> <th colspan="2">整備状況</th> </tr> <tr> <th>現在の状況</th> <th>今後の計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美方町</td> <td>簡易水道</td> <td>整備済</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>村岡町</td> <td>簡易水道</td> <td>高区簡易水道整備 (H14～H16年度)</td> <td>・中区簡易水道整備 (17～19年度) ・上射添簡易水道整備 (H18年度)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">香住町</td> <td>上水道</td> <td>整備済</td> <td>・浄水場の建設 (県道バイパス関連)</td> </tr> <tr> <td>簡易水道</td> <td>整備済</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	町名	事業種別	整備状況		現在の状況	今後の計画	美方町	簡易水道	整備済	なし	村岡町	簡易水道	高区簡易水道整備 (H14～H16年度)	・中区簡易水道整備 (17～19年度) ・上射添簡易水道整備 (H18年度)	香住町	上水道	整備済	・浄水場の建設 (県道バイパス関連)	簡易水道	整備済	なし																																													
町名	事業種別			整備状況																																																															
		現在の状況	今後の計画																																																																
美方町	簡易水道	整備済	なし																																																																
村岡町	簡易水道	高区簡易水道整備 (H14～H16年度)	・中区簡易水道整備 (17～19年度) ・上射添簡易水道整備 (H18年度)																																																																
香住町	上水道	整備済	・浄水場の建設 (県道バイパス関連)																																																																
	簡易水道	整備済	なし																																																																

参 考 資 料

協議項目	水道・下水道関係事務事業の取扱い（その1）		協議細目	
現況比較表 下水道施設	美方町		村岡町	
	1. 公共下水道（特環含む）		1. 公共下水道（特環含む）	
	処理区名	美方北処理区	処理区名	大笹処理区
	処理場名	美方北浄化センター	処理場名	大笹浄化センター
	処理方式	OD法	処理方式	回分式活性汚泥法
	排除方式	分流式	排除方式	分流式
	全面積	77ha	全面積	20ha
	全体計人口	3,340人	全体計人口	1,870人
	全体計画処理能力	1,440m ³ /日	全体計画処理能力	750m ³ /日
			処理区名	村岡処理区
			処理場名	村岡浄化センター
			処理方式	OD法
			排除方式	分流式
			全面積	120ha
			全体計人口	3,300人
		全体計画処理能力	1,551m ³ /日	
		処理区名	射添処理区	
		処理場名	射添浄化センター	
		処理方式	OD法	
		排除方式	分流式	
		全面積	75ha	
		全体計人口	2,100人	
		全体計画処理能力	1,010m ³ /日	
		処理区名	兎塚処理区	
		処理場名	兎塚浄化センター	
		処理方式	OD法	
		排除方式	分流式	
		全面積	49ha	
		全体計人口	2,870人	
		全体計画処理能力	1,330m ³ /日	
		処理区名	香住処理区	
		処理場名	香住浄化センター	
		処理方式	OD法	
		排除方式	分流式	
		全面積	260ha	
		全体計人口	13,200人	
		全体計画処理能力	10,000m ³ /日	
		処理区名	佐津処理区	
		処理場名	佐津浄化センター	
		処理方式	OD法	
		排除方式	分流式	
		全面積	33ha	
		全体計人口	2,800人	
		全体計画処理能力	1,100m ³ /日	
		処理区名	柴山処理区	
		処理場名	柴山浄化センター	
		処理方式	OD法	
		排除方式	分流式	
		全面積	49ha	
		全体計人口	2,550人	
		全体計画処理能力	2,000m ³ /日	

参 考 資 料

協議項目	水道・下水道関係事務事業の取扱い（その1）		協議細目	
現況比較表 下水道施設	美方町		村岡町	
	2. 農業集落排水		2. 農業集落排水	
	処理区名	美方南処理区	処理区名	山田処理区
	処理場名	美方南浄化センター	処理場名	山田浄化センター
	処理方式	JARUSXVI型	処理方式	JARUSXIV型
	排除方式	分流式	排除方式	分流式
	全面積	22ha	全面積	4.3ha
	全体計人口	1,390人	全体計人口	210人
	全体計画処理能力	405m ³ /日	全体計画処理能力	56.7m ³ /日
	処理区名	神場処理区		
	処理場名	神場浄化センター		
	処理方式	JARUS-S型		
	排除方式	分流式		
	全面積	3ha		
	全体計人口	80人		
全体計画処理能力	26.4m ³ /日			
3. コミュニティプラント		3. コミュニティプラント		
該当なし		該当なし		
		香住町		
		2. 農業集落排水		
		処理区名	奥佐津処理区	
		処理場名	奥佐津浄化センター	
		処理方式	JARUSXVI型	
		排除方式	分流式	
		全面積	20ha	
		全体計人口	1,610人	
		全体計画処理能力	532m ³ /日	
		処理区名	長井南処理区	
		処理場名	長井南浄化センター	
		処理方式	JARUSIII型	
		排除方式	分流式	
		全面積	10ha	
		全体計人口	750人	
		全体計画処理能力	248m ³ /日	
		3. コミュニティプラント		
		処理区名	長井北処理区	
		処理場名	長井北浄化センター	
		処理方式	長時間ばっ気	
		排除方式	分流式	
		全面積	16ha	
		全体計人口	736人	
		全体計画処理能力	314m ³ /日	
		処理区名	安木処理区	
		処理場名	安木浄化センター	
		処理方式	長時間ばっ気	
		排除方式	分流式	
		全面積	16ha	
		全体計人口	536人	
		全体計画処理能力	187m ³ /日	

参 考 資 料

協議項目	水道・下水道関係事務事業の取扱い（その1）		協議細目																																																								
現況比較表 下水道施設	美方町	村岡町	香住町 3. コミュニティプラント（続き） <table border="1" data-bbox="1397 400 1926 600"> <tr><td>処 理 区 名</td><td>御崎処理区</td></tr> <tr><td>処 理 場 名</td><td>御崎浄化センター</td></tr> <tr><td>処 理 方 式</td><td>長時間ばっ気</td></tr> <tr><td>排 除 方 式</td><td>分流式</td></tr> <tr><td>全 面 積</td><td>2 h a</td></tr> <tr><td>人 口</td><td>1 1 2 人</td></tr> <tr><td>処 理 能 力</td><td>5 7 m³/日</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1397 627 1926 826"> <tr><td>処 理 区 名</td><td>余部処理区</td></tr> <tr><td>処 理 場 名</td><td>余部浄化センター</td></tr> <tr><td>処 理 方 式</td><td>長時間ばっ気</td></tr> <tr><td>排 除 方 式</td><td>分流式</td></tr> <tr><td>全 面 積</td><td>3 0 h a</td></tr> <tr><td>人 口</td><td>1, 3 4 9 人</td></tr> <tr><td>処 理 能 力</td><td>5 3 4 m³/日</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1397 853 1926 1053"> <tr><td>処 理 区 名</td><td>相谷処理区</td></tr> <tr><td>処 理 場 名</td><td>相谷浄化センター</td></tr> <tr><td>処 理 方 式</td><td>長時間ばっ気</td></tr> <tr><td>排 除 方 式</td><td>分流式</td></tr> <tr><td>全 面 積</td><td>3 h a</td></tr> <tr><td>人 口</td><td>3 2 7 人</td></tr> <tr><td>処 理 能 力</td><td>1 4 5 m³/日</td></tr> </table> 4. 漁業集落排水 <table border="1" data-bbox="1397 1129 1926 1329"> <tr><td>処 理 区 名</td><td>鑑処理区</td></tr> <tr><td>処 理 場 名</td><td>鑑浄化センター</td></tr> <tr><td>処 理 方 式</td><td>接触ばっ気</td></tr> <tr><td>排 除 方 式</td><td>分流式</td></tr> <tr><td>全 面 積</td><td>7 h a</td></tr> <tr><td>人 口</td><td>4 2 1 人</td></tr> <tr><td>処 理 能 力</td><td>1 3 9 m³/日</td></tr> </table>	処 理 区 名	御崎処理区	処 理 場 名	御崎浄化センター	処 理 方 式	長時間ばっ気	排 除 方 式	分流式	全 面 積	2 h a	人 口	1 1 2 人	処 理 能 力	5 7 m ³ /日	処 理 区 名	余部処理区	処 理 場 名	余部浄化センター	処 理 方 式	長時間ばっ気	排 除 方 式	分流式	全 面 積	3 0 h a	人 口	1, 3 4 9 人	処 理 能 力	5 3 4 m ³ /日	処 理 区 名	相谷処理区	処 理 場 名	相谷浄化センター	処 理 方 式	長時間ばっ気	排 除 方 式	分流式	全 面 積	3 h a	人 口	3 2 7 人	処 理 能 力	1 4 5 m ³ /日	処 理 区 名	鑑処理区	処 理 場 名	鑑浄化センター	処 理 方 式	接触ばっ気	排 除 方 式	分流式	全 面 積	7 h a	人 口	4 2 1 人	処 理 能 力	1 3 9 m ³ /日
	処 理 区 名	御崎処理区																																																									
処 理 場 名	御崎浄化センター																																																										
処 理 方 式	長時間ばっ気																																																										
排 除 方 式	分流式																																																										
全 面 積	2 h a																																																										
人 口	1 1 2 人																																																										
処 理 能 力	5 7 m ³ /日																																																										
処 理 区 名	余部処理区																																																										
処 理 場 名	余部浄化センター																																																										
処 理 方 式	長時間ばっ気																																																										
排 除 方 式	分流式																																																										
全 面 積	3 0 h a																																																										
人 口	1, 3 4 9 人																																																										
処 理 能 力	5 3 4 m ³ /日																																																										
処 理 区 名	相谷処理区																																																										
処 理 場 名	相谷浄化センター																																																										
処 理 方 式	長時間ばっ気																																																										
排 除 方 式	分流式																																																										
全 面 積	3 h a																																																										
人 口	3 2 7 人																																																										
処 理 能 力	1 4 5 m ³ /日																																																										
処 理 区 名	鑑処理区																																																										
処 理 場 名	鑑浄化センター																																																										
処 理 方 式	接触ばっ気																																																										
排 除 方 式	分流式																																																										
全 面 積	7 h a																																																										
人 口	4 2 1 人																																																										
処 理 能 力	1 3 9 m ³ /日																																																										

参 考 資 料

協議項目	水道・下水道関係事務事業の取扱い（その1）		協議細目																																																																																									
現況比較表	美方町	村岡町	香住町																																																																																									
下水道施設	<p>5. 小規模集合排水 該当なし</p> <p>6. 合併処理浄化槽 集合処理区域外</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 区</th> <th>世帯 (戸)</th> <th>人口 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>水 間</td><td>2</td><td>10</td></tr> <tr><td>平 野</td><td>1</td><td>6</td></tr> <tr><td>鍛 冶 屋</td><td>1</td><td>2</td></tr> <tr><td>貫 田</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>久 須 部</td><td>5</td><td>15</td></tr> <tr><td>大 谷</td><td>2</td><td>6</td></tr> <tr><td>猪 之 谷</td><td>4</td><td>13</td></tr> <tr><td>計</td><td>16</td><td>53</td></tr> </tbody> </table> <p>7. 個別配水処理 該当なし</p>	地 区	世帯 (戸)	人口 (人)	水 間	2	10	平 野	1	6	鍛 冶 屋	1	2	貫 田	1	1	久 須 部	5	15	大 谷	2	6	猪 之 谷	4	13	計	16	53	<p>5. 小規模集合排水</p> <table border="1"> <tr><td>処 理 区 名</td><td>境処理区</td></tr> <tr><td>処 理 場 名</td><td>境浄化センター</td></tr> <tr><td>処 理 方 式</td><td>凝集剤添架型硝化液循環活性汚泥方式</td></tr> <tr><td>排 除 方 式</td><td>分流式</td></tr> <tr><td>全 面 積</td><td>1 h a</td></tr> <tr><td>人 口</td><td>9 4 人</td></tr> <tr><td>処 理 能 力</td><td>1 8 . 7 m³/日</td></tr> </table> <p>6. 合併処理浄化槽 集合処理区域外</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 区</th> <th>世帯 (戸)</th> <th>人口 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>水上</td><td>2</td><td>5</td></tr> <tr><td>光陽</td><td>20</td><td>80</td></tr> <tr><td>高井</td><td>1</td><td>3</td></tr> <tr><td>口大谷</td><td>1</td><td>2</td></tr> <tr><td>日影</td><td>1</td><td>4</td></tr> <tr><td>入江</td><td>1</td><td>4</td></tr> <tr><td>丸味</td><td>11</td><td>36</td></tr> <tr><td>味取</td><td>4</td><td>14</td></tr> <tr><td>長瀬</td><td>4</td><td>17</td></tr> <tr><td>境</td><td>1</td><td>2</td></tr> <tr><td>計</td><td>46</td><td>167</td></tr> </tbody> </table> <p>7. 個別配水処理 該当なし</p>	処 理 区 名	境処理区	処 理 場 名	境浄化センター	処 理 方 式	凝集剤添架型硝化液循環活性汚泥方式	排 除 方 式	分流式	全 面 積	1 h a	人 口	9 4 人	処 理 能 力	1 8 . 7 m ³ /日	地 区	世帯 (戸)	人口 (人)	水上	2	5	光陽	20	80	高井	1	3	口大谷	1	2	日影	1	4	入江	1	4	丸味	11	36	味取	4	14	長瀬	4	17	境	1	2	計	46	167	<p>5. 小規模集合排水 該当なし</p> <p>6. 合併処理浄化槽 該当なし</p> <p>7. 個別配水処理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 区</th> <th>世帯 (戸)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大 梶</td><td>9</td></tr> <tr><td>本見塚</td><td>3</td></tr> <tr><td>土 生</td><td>10</td></tr> <tr><td>三 川</td><td>4</td></tr> <tr><td>計</td><td>26</td></tr> </tbody> </table>	地 区	世帯 (戸)	大 梶	9	本見塚	3	土 生	10	三 川	4	計	26
地 区	世帯 (戸)	人口 (人)																																																																																										
水 間	2	10																																																																																										
平 野	1	6																																																																																										
鍛 冶 屋	1	2																																																																																										
貫 田	1	1																																																																																										
久 須 部	5	15																																																																																										
大 谷	2	6																																																																																										
猪 之 谷	4	13																																																																																										
計	16	53																																																																																										
処 理 区 名	境処理区																																																																																											
処 理 場 名	境浄化センター																																																																																											
処 理 方 式	凝集剤添架型硝化液循環活性汚泥方式																																																																																											
排 除 方 式	分流式																																																																																											
全 面 積	1 h a																																																																																											
人 口	9 4 人																																																																																											
処 理 能 力	1 8 . 7 m ³ /日																																																																																											
地 区	世帯 (戸)	人口 (人)																																																																																										
水上	2	5																																																																																										
光陽	20	80																																																																																										
高井	1	3																																																																																										
口大谷	1	2																																																																																										
日影	1	4																																																																																										
入江	1	4																																																																																										
丸味	11	36																																																																																										
味取	4	14																																																																																										
長瀬	4	17																																																																																										
境	1	2																																																																																										
計	46	167																																																																																										
地 区	世帯 (戸)																																																																																											
大 梶	9																																																																																											
本見塚	3																																																																																											
土 生	10																																																																																											
三 川	4																																																																																											
計	26																																																																																											

参 考 資 料

協議項目	水道・下水道関係事務事業の取扱い（その1）		
	協議細目		
現況比較表	美方町	村岡町	香住町
受益者負担金 （分担金）	1. 公共下水分担金（特環含む） ①一般住宅 1単位 10万円+20万円 （公共樹n個の場合10万円×n+20万円） ②一般住宅以外の建築物 別途算出基準 2. 農業集落排水分担金 公共下水分担金と同じ 3. コミュニティプラント分担金 該当なし 4. 漁業集落排水分担金 該当なし 5. 小規模集合排水分担金 該当なし 6. 個別排水分担金 該当なし	1. 公共下水分担金（特環含む） ①一般住宅 1単位 18万円 ②一般住宅以外の建築物 別途算出基準 2. 農業集落排水分担金 公共下水分担金と同じ 3. コミュニティプラント分担金 該当なし 4. 漁業集落排水分担金 該当なし 5. 小規模集合排水分担金 公共下水分担金と同じ 6. 個別排水分担金 該当なし	1. 公共下水分担金（特環含む） 1口あたり 40万円（最高限度額） [事業費の9%の範囲内とし、負担金(分担金)の算出は口数とする。] ※基礎となる口数 (1) 専用住宅 1口 (2) 集合住宅 入居可能戸数に0.5を乗じて得られた数の口数 (3) その他の施設 1口に別表に掲げる年間使用水量区分ごとに 定める口数を加算した口数。ただし、年間使用水量が360m3 未満の施設は、口数の加算は行わない。 【別表】 年間使用水量 (m3) 口数 360以上 1,000未満 0.5 1,000以上 3,000未満 1.0 3,000以上 5,000未満 1.5 5,000以上10,000未満 2.0 10,000以上 2.5 2. 農業集落排水分担金 公共下水分担金と同じ 3. コミュニティプラント分担金 公共下水分担金と同じ 4. 漁業集落排水分担金 公共下水分担金と同じ 5. 小規模集合排水分担金 該当なし 6. 個別排水分担金 (1) 専用住宅 40万円（最高限度額） (2) 集合住宅 入居可能戸数に20万円を乗じて得られた額 (3) その他の施設 別表に掲げる年間使用水量区分ごとに定める額 【別表】 年間使用水量 (m3) 最高額 360未満 40万円 360以上 1,000未満 60万円 1,000以上 3,000未満 80万円 3,000以上 5,000未満 100万円 5,000以上10,000未満 120万円 10,000以上 140万円

参 考 資 料

協議項目	水道・下水道関係事務事業の取扱い（その1）		協議細目																																																														
現況比較表	美方町	村岡町	香住町																																																														
下水道使用料	<p>1. 料金体系 集合処理区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基本料金 (1戸1月)</th> <th colspan="2">超過使用料金</th> </tr> <tr> <th>使用水量 (m3)</th> <th>1 m3につき (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">10 m3以下 1,400円</td> <td>10 m3を超え 30 m3以下の分</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>30 m3を超え 50 m3以下の分</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>50 m3を超え 100 m3以下の分</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>100 m3を超え 200 m3以下の分</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>200 m3を超え 500 m3以下の分</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>500 m3を超えるもの</td> <td>420</td> </tr> </tbody> </table> <p>※使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、上記により算出した合計額に、1.05を乗じて得た額とする。（1円未満切り捨て）</p> <p>2. 使用料等の減免 町長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例により徴収する使用料、手数料又は占用料を減免することができる。</p>	基本料金 (1戸1月)	超過使用料金		使用水量 (m3)	1 m3につき (円)	10 m3以下 1,400円	10 m3を超え 30 m3以下の分	140	30 m3を超え 50 m3以下の分	180	50 m3を超え 100 m3以下の分	240	100 m3を超え 200 m3以下の分	300	200 m3を超え 500 m3以下の分	360	500 m3を超えるもの	420	<p>1. 料金体系 集合処理区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基本料金 (1戸1月)</th> <th colspan="2">超過使用料金</th> </tr> <tr> <th>使用水量 (m3)</th> <th>1 m3につき (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">10 m3以下 1,400円</td> <td>10 m3を超え 20 m3以下の分</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>20 m3を超え 50 m3以下の分</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>50 m3を超え 80 m3以下の分</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td>80 m3を超え 110 m3以下の分</td> <td>290</td> </tr> <tr> <td>110 m3を超え 150 m3以下の分</td> <td>320</td> </tr> <tr> <td>150 m3を超え 200 m3以下の分</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>200 m3を超える分</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table> <p>※使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、上記により算出した合計額に、1.05を乗じて得た額とする。（1円未満切り捨て）</p> <p>2. 使用料等の減免 町長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例により徴収する使用料、手数料又は占用料を減免することができる。</p>	基本料金 (1戸1月)	超過使用料金		使用水量 (m3)	1 m3につき (円)	10 m3以下 1,400円	10 m3を超え 20 m3以下の分	200	20 m3を超え 50 m3以下の分	230	50 m3を超え 80 m3以下の分	260	80 m3を超え 110 m3以下の分	290	110 m3を超え 150 m3以下の分	320	150 m3を超え 200 m3以下の分	360	200 m3を超える分	400	<p>1. 料金体系 ①集合処理区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基本料金 (1戸1月)</th> <th colspan="2">超過使用料金</th> </tr> <tr> <th>使用水量 (m3)</th> <th>1 m3につき (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">10 m3以下 1,800円</td> <td>10 m3を超え 50 m3以下の分</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>50 m3を超え 200 m3以下の分</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>200 m3を超え 500 m3以下の分</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>500 m3を超える分</td> <td>270</td> </tr> </tbody> </table> <p>※使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、上記により算出した合計額に、1.05を乗じて得た額とする。（1円未満切り捨て）</p> <p>②個別排水処理区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽</th> <th>月額料金 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>3,600</td> </tr> <tr> <td>6人槽</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>4,200</td> </tr> <tr> <td>8人槽</td> <td>4,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>※使用料の額は、接続した処理施設の人槽の区分に応じ上記により算出した合計額に、1.05を乗じて得た額とする。（1円未満切り捨て）</p> <p>2. 使用料等の減免 町長は、公益上その他特別の事情があるときは、この条例で定める使用料等を減免することができる。</p>	基本料金 (1戸1月)	超過使用料金		使用水量 (m3)	1 m3につき (円)	10 m3以下 1,800円	10 m3を超え 50 m3以下の分	190	50 m3を超え 200 m3以下の分	200	200 m3を超え 500 m3以下の分	240	500 m3を超える分	270	人槽	月額料金 (円)	5人槽	3,600	6人槽	4,000	7人槽	4,200	8人槽	4,300
基本料金 (1戸1月)	超過使用料金																																																																
	使用水量 (m3)	1 m3につき (円)																																																															
10 m3以下 1,400円	10 m3を超え 30 m3以下の分	140																																																															
	30 m3を超え 50 m3以下の分	180																																																															
	50 m3を超え 100 m3以下の分	240																																																															
	100 m3を超え 200 m3以下の分	300																																																															
	200 m3を超え 500 m3以下の分	360																																																															
	500 m3を超えるもの	420																																																															
	基本料金 (1戸1月)	超過使用料金																																																															
		使用水量 (m3)	1 m3につき (円)																																																														
10 m3以下 1,400円	10 m3を超え 20 m3以下の分	200																																																															
	20 m3を超え 50 m3以下の分	230																																																															
	50 m3を超え 80 m3以下の分	260																																																															
	80 m3を超え 110 m3以下の分	290																																																															
	110 m3を超え 150 m3以下の分	320																																																															
	150 m3を超え 200 m3以下の分	360																																																															
	200 m3を超える分	400																																																															
	基本料金 (1戸1月)	超過使用料金																																																															
		使用水量 (m3)	1 m3につき (円)																																																														
	10 m3以下 1,800円	10 m3を超え 50 m3以下の分	190																																																														
50 m3を超え 200 m3以下の分		200																																																															
200 m3を超え 500 m3以下の分		240																																																															
500 m3を超える分		270																																																															
人槽		月額料金 (円)																																																															
5人槽	3,600																																																																
6人槽	4,000																																																																
7人槽	4,200																																																																
8人槽	4,300																																																																

参 考 資 料

協議項目	水道・下水道関係事務事業の取扱い			協議細目	
下水道使用料	美方町			村岡町	香住町
	下水道料金の現況比較				
	水量	美方町	村岡町	香住町	料金最大 格差
	10 m ³	1,400	1,400	1,800	400
	20 m ³	2,800	3,400	3,700	900
	30 m ³	4,200	5,700	5,600	1,500
	40 m ³	6,000	8,000	7,500	2,000
	50 m ³	7,800	10,300	9,400	2,500
	60 m ³	10,200	12,900	11,400	2,700
	70 m ³	12,600	15,500	13,400	2,900
80 m ³	15,000	18,100	15,400	3,100	
90 m ³	17,400	21,000	17,400	3,600	
100 m ³	19,800	23,900	19,400	4,500	
※消費税抜き					

参 考 資 料

協議項目		水道・下水道関係事務事業の取扱い（その1）																				協議細目		
1. 下水道整備状況について																								
町名	事業種別	地区名	整備年度																					
			H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22			
美方町	集合処理区	公共下水道(特環)																						
		農業集落排水																						
		個別																						
	村岡町	集合処理区	公共下水道(特環)																					
農業集落排水																								
小規模集合排水																								
個別																								
香住町		集合処理区	公共下水道(公共)																					
			公共下水道(特環)																					
			農業集落排水																					
		個別	個別排水																					

平成23年度まで

※ ←→ は、整備計画（実施済）期間を表す。● は、供用開始時期を表す。

(参考資料)

水道料金と下水道料金の合計額の比較

(水道口径13mmの場合)

水量	美方町			村岡町			香住町		
	上水	下水	計	上水	下水	計	上水	下水	計
10 m ³	1,500	1,400	2,900	1,100	1,400	2,500	1,000	1,800	2,800
20 m ³	2,800	2,800	5,600	2,400	3,400	5,800	1,750	3,700	5,450
30 m ³	4,100	4,200	8,300	3,800	5,700	9,500	2,500	5,600	8,100
40 m ³	5,400	6,000	11,400	5,200	8,000	13,200	3,550	7,500	11,050
50 m ³	6,700	7,800	14,500	6,600	10,300	16,900	4,600	9,400	14,000
60 m ³	8,000	10,200	18,200	8,100	12,900	21,000	5,650	11,400	17,050
70 m ³	9,300	12,600	21,900	9,600	15,500	25,100	6,700	13,400	20,100
80 m ³	10,600	15,000	25,600	11,100	18,100	29,200	7,750	15,400	23,150
90 m ³	11,900	17,400	29,300	12,700	21,000	33,700	8,800	17,400	26,200
100 m ³	13,200	19,800	33,000	14,300	23,900	38,200	9,850	19,400	29,250

(水道口径20mmの場合)

水量	美方町			村岡町			香住町		
	上水	下水	計	上水	下水	計	上水	下水	計
10 m ³	1,500	1,400	2,900	1,500	1,400	2,900	1,500	1,800	3,300
20 m ³	2,800	2,800	5,600	2,800	3,400	6,200	2,250	3,700	5,950
30 m ³	4,100	4,200	8,300	4,200	5,700	9,900	3,000	5,600	8,600
40 m ³	5,400	6,000	11,400	5,600	8,000	13,600	4,050	7,500	11,550
50 m ³	6,700	7,800	14,500	7,000	10,300	17,300	5,100	9,400	14,500
60 m ³	8,000	10,200	18,200	8,500	12,900	21,400	6,150	11,400	17,550
70 m ³	9,300	12,600	21,900	10,000	15,500	25,500	7,200	13,400	20,600
80 m ³	10,600	15,000	25,600	11,500	18,100	29,600	8,250	15,400	23,650
90 m ³	11,900	17,400	29,300	13,100	21,000	34,100	9,300	17,400	26,700
100 m ³	13,200	19,800	33,000	14,700	23,900	38,600	10,350	19,400	29,750

参 考 資 料

協議項目	水道・下水道関係事務事業の取扱い（その1）	協議細目																																																																																																																																	
先進事例	養父市	<p>（上水道）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 上水道施設については、現行のまま新市へ引き継ぐ。 2. 簡易水道施設については、現行のまま新市へ引き継ぐ。 3. 加入金については、八鹿町の例による。 4. 使用料については、新市に移行後5年を目途に随時調整する。 <p>（下水道）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 下水道施設については、現行のまま新市へ引き継ぐ。 2. 加入金については、当分の間現行どおりとし、随時調整する。 3. 工事負担金については、現在整備中の地域もあるため、新市に移行後、当分の間現行どおりとし、随時調整する。 4. 使用料金については、事業継続地域があるため、新市に移行後、当分の間現行どおりとし、随時調整する。 5. 合併浄化槽等の設置に対する補助は、養父町の例による。 																																																																																																																																	
	朝来市	<p>（上水道）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水道使用料等に関すること <ol style="list-style-type: none"> （1）量水器の取り扱いについては、合併時に和田山町、山東町、朝来町の制度に統合する。 （2）上水道、簡易水道の水道使用料については、和田山町の制度を基に口径別料金制、段階別従量制を採用し、合併時に次のとおり統一する。ただし、水道事業の健全な運営を図るため、合併後3年目から順次水道料金の見直しを行う。 2. 給水加入金に関すること <ol style="list-style-type: none"> （1）給水加入金については、合併時に和田山町の制度に統合し、次のとおりとする。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <table border="1" data-bbox="631 850 1227 1217"> <caption>水道使用料</caption> <thead> <tr> <th rowspan="3">口径別</th> <th colspan="2">料金</th> <th colspan="4">超過料金</th> </tr> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">20m²以下</th> <th colspan="2">20m²を超え50m²以下</th> <th colspan="2">50m²を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>金額</th> <th>超過水量</th> <th>料金</th> <th>超過水量</th> <th>料金</th> <th>超過水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>mm</td> <td>m³/b/下</td> <td>円</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>8</td> <td>1,170</td> <td></td> <td>140</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>10</td> <td>1,720</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25, 30</td> <td>20</td> <td>3,710</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>50</td> <td>5,560</td> <td>1m³につき</td> <td>145</td> <td>1m³につき</td> <td>165</td> <td>1m³につき</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>50</td> <td>10,590</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>100</td> <td>21,160</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>150</td> <td>31,740</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宇野プール用</td> <td>1</td> <td>120</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>飯橋町</td> <td>1</td> <td>400</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1375 863 1709 1107"> <caption>給水加入金〔消費税込み〕</caption> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>260,000円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>2,500,000円</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>4,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="margin-top: 10px;">附記 1 宇野プール用及び飯橋町は、m³を単位とし、その他は、1ヶ月当たりの料金とする。 2 生野町の特定地域の20mmについては、13mmの料金とする。 3 料金は給水量に従い基本料金及び超過料金の合計額に100分の105を乗じて算出する。ただし、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p>	口径別	料金		超過料金				基本料金		20m ² 以下		20m ² を超え50m ² 以下		50m ² を超えるもの		水量	金額	超過水量	料金	超過水量	料金	超過水量	料金	mm	m ³ /b/下	円		円		円		円	13	8	1,170		140					20	10	1,720							25, 30	20	3,710							40	50	5,560	1m ³ につき	145	1m ³ につき	165	1m ³ につき	160	50	50	10,590							75	100	21,160							100	150	31,740							宇野プール用	1	120							飯橋町	1	400							口径	金額	13mm	100,000円	20mm	160,000円	25mm	260,000円	40mm	600,000円	50mm	1,000,000円	75mm	2,500,000円	100mm	4,000,000円
口径別	料金			超過料金																																																																																																																															
	基本料金			20m ² 以下		20m ² を超え50m ² 以下		50m ² を超えるもの																																																																																																																											
	水量	金額	超過水量	料金	超過水量	料金	超過水量	料金																																																																																																																											
mm	m ³ /b/下	円		円		円		円																																																																																																																											
13	8	1,170		140																																																																																																																															
20	10	1,720																																																																																																																																	
25, 30	20	3,710																																																																																																																																	
40	50	5,560	1m ³ につき	145	1m ³ につき	165	1m ³ につき	160																																																																																																																											
50	50	10,590																																																																																																																																	
75	100	21,160																																																																																																																																	
100	150	31,740																																																																																																																																	
宇野プール用	1	120																																																																																																																																	
飯橋町	1	400																																																																																																																																	
口径	金額																																																																																																																																		
13mm	100,000円																																																																																																																																		
20mm	160,000円																																																																																																																																		
25mm	260,000円																																																																																																																																		
40mm	600,000円																																																																																																																																		
50mm	1,000,000円																																																																																																																																		
75mm	2,500,000円																																																																																																																																		
100mm	4,000,000円																																																																																																																																		

参 考 資 料

協議項目	水道・下水道関係事務事業の取扱い（その1）	協議細目
先進事例	朝来市	<p>3. 検針及び料金徴収に関すること</p> <p>(1) 検針時期及び請求月については、合併時から毎月検針、翌月請求とし、漏水の早期発見に努める。検針日については、合併時まで調整する。</p> <p>(下水道)</p> <p>1. 合併処理浄化槽に関すること</p> <p>(1) 設置促進補助金については、合併時に和田山町の制度に統合する。</p> <p>(2) 維持管理補助金については、合併時に和田山町の制度に統合する。 ただし、合併時まで生野町において一括で補助金を受けている者に対しては、更新時まで交付を行わない。</p> <p>2. 新規加入分担金に関すること</p> <p>(1) 新規加入分担金については、合併時に朝来町の額に統合し、1口600,000円とする。 ただし、和田山町東河処理区の弥生が丘団地の取り扱いについては、現行のまま新市に引き継ぐ。 また、和田山町和田山処理区の事業継続区域の取り扱いについても、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 本管新設に伴う費用負担については、農業集落排水及びコミュニティプラントの処理区域の見直しをするとともに、区域内を新市の負担、区域外を設置者または開発者の負担とする。</p> <p>(3) 公共樹の設置に伴う費用負担については、合併時に和田山町、朝来町の制度に統合する。</p> <p>3. 施設の維持管理に関すること</p> <p>(1) 施設の維持管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、新市において、全ての下水道施設を新市の管理とする方向で各管理組合と調整する。</p> <p>4. 下水道使用料に関すること</p> <p>(1) 下水道使用料については、現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、新市において料金統一化に向け調整する。 料金徴収については、新市管理に移行した施設は、毎月徴収とする。</p> <p>5. 水洗便所等改造資金融資斡旋制度に関すること</p> <p>(1) 水洗便所等改造資金融資斡旋制度については、合併時に生野町、和田山町の制度を基に調整する。</p>
	丹波市	<p>(上水道)</p> <p>1. 水道給水区域については、現行とおり新市に引き継ぐ。 なお、柏原町石戸地区は山南町の給水区域に含める。</p> <p>2. 会計は、水道事業会計と簡易水道特別会計に統一する。</p> <p>3. 水道料金は現行とおりとし、新市において段階的に調整し5年後を目途に統一を図る。</p> <p>4. 加入分担金は、次のとおりとする。</p>

参 考 資 料

協議項目	水道・下水道関係事務事業の取扱い（その1）	協議細目																		
先進事例	丹波市	<table border="1" data-bbox="698 376 1368 622"> <thead> <tr> <th>メーター口径</th> <th>加入分担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>480,000円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>740,000円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>1,060,000円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>1,900,000円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>2,960,000円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>6,660,000円</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>11,840,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="566 647 1167 675">5. 基金及び起債については、合併時の残高を持ち寄る。</p> <p data-bbox="555 703 645 730">(下水道)</p> <ol data-bbox="566 730 1874 999" style="list-style-type: none"> 合併浄化槽設置整備事業補助金については、合併時に国庫基準、県の上乗せ基準に準じた補助に統一し、町単独の上乗せ補助は、合併時に廃止する。 浄化槽推進地域については、管理組合を組織するなど、組合の維持管理に対し公的支援を行う。 水洗便所改造利子補給制度については、合併時に統一する。 受益者分担金（工事分担金）については、現行のとおりとする。 加入負担金については、合併時に調整する。 下水道使用料は、合併後5年を目途に統一する。 使用料は水道使用量による従量制とする。 井戸水使用者の使用料については、認定水量制とする。 基金及び起債については、合併時の残高を持ち寄る。 	メーター口径	加入分担金	13mm	200,000円	20mm	480,000円	25mm	740,000円	30mm	1,060,000円	40mm	1,900,000円	50mm	2,960,000円	75mm	6,660,000円	100mm	11,840,000円
メーター口径	加入分担金																			
13mm	200,000円																			
20mm	480,000円																			
25mm	740,000円																			
30mm	1,060,000円																			
40mm	1,900,000円																			
50mm	2,960,000円																			
75mm	6,660,000円																			
100mm	11,840,000円																			

福祉関係事務事業の取扱い（その 1）について

福祉関係事務事業の取扱い（その 1）について提出する。

平成 1 6 年 6 月 9 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

協定項目	3 - (12) ⑧	各種事務事業の取扱い 福祉関係事務事業の取扱い
<p>保育に関すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 町立保育施設は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。 2. 保育料について <ol style="list-style-type: none"> (1) 保育料は、村岡町の例を基準として、合併時に再編する。 (2) 同一世帯から 2 人以上の児童の入所及び母子世帯等の児童の入所がある場合の減免措置は、国の基準により合併時に統一する。 3. 障害児保育事業は、村岡町の制度をもとに調整し、合併時に統一する。 4. 延長保育事業は、現行の 3 町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。 5. 一時保育事業は、村岡町、香住町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。 6. 私立保育所運営支援事業は、村岡町、香住町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。 7. へき地保育所（美方町）の運営は、現行のとおり新町へ引き継ぐが、協力費、保育サービスの内容は、合併後に検討する。 8. 村岡町が実施している保育所通園バスの運行に関することは、現行のとおり新町へ引き継ぐ。 		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	福祉関係事務事業の取扱い（その1）		協議細目																																																																																																																		
<p>現況比較表</p> <p>保育所の設置状況</p>	<p>美方町</p> <p>1. 保育所施設数</p> <table border="1" data-bbox="315 411 510 528"> <tr><th>種別</th><th>施設数</th></tr> <tr><td>公立</td><td>3</td></tr> <tr><td>私立</td><td>-</td></tr> <tr><td>計</td><td>3</td></tr> </table> <p>2. 施設の入所状況 平成16年4月現在</p> <table border="1" data-bbox="315 576 882 715"> <tr><th>名称</th><th>児童数</th><th>定員</th><th>職員</th><th></th></tr> <tr><td>忠宮へき地保育所</td><td>32</td><td>40</td><td>3</td><td>公立</td></tr> <tr><td>小北へき地保育所</td><td>14</td><td>35</td><td>2</td><td>公立</td></tr> <tr><td>秋岡へき地保育所</td><td>-</td><td>35</td><td>-</td><td>公立</td></tr> <tr><td>計</td><td>46</td><td>110</td><td>5</td><td></td></tr> </table> <p>*秋岡へき地保育所については平成13年度より休所</p> <p>3. 開所時間</p> <table border="1" data-bbox="315 799 822 858"> <tr><th>基本</th><td>8:00~16:00</td></tr> <tr><th>延長</th><td>16:00~18:00</td></tr> </table> <p>4. 施設管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町による直接管理 <p>5. 給食</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食センターにて保育所に調理している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ごはん持参 		種別	施設数	公立	3	私立	-	計	3	名称	児童数	定員	職員		忠宮へき地保育所	32	40	3	公立	小北へき地保育所	14	35	2	公立	秋岡へき地保育所	-	35	-	公立	計	46	110	5		基本	8:00~16:00	延長	16:00~18:00	<p>村岡町</p> <p>1. 保育所施設数</p> <table border="1" data-bbox="909 411 1104 528"> <tr><th>種別</th><th>施設数</th></tr> <tr><td>公立</td><td>1</td></tr> <tr><td>私立</td><td>2</td></tr> <tr><td>計</td><td>3</td></tr> </table> <p>2. 施設の入所状況 平成16年4月現在</p> <table border="1" data-bbox="909 576 1476 715"> <tr><th>名称</th><th>児童数</th><th>定員</th><th>職員</th><th></th></tr> <tr><td>福岡保育所</td><td>33</td><td>40</td><td>7</td><td>公設民営</td></tr> <tr><td>宝樹保育園</td><td>47</td><td>45</td><td>7</td><td>私立</td></tr> <tr><td>どんぐり保育園</td><td>26</td><td>40</td><td>7</td><td>私立</td></tr> <tr><td>計</td><td>106</td><td>125</td><td>21</td><td></td></tr> </table> <p>*福岡保育所は（社）宝樹福祉会に管理運営を委託</p> <p>3. 開所時間</p> <table border="1" data-bbox="909 799 1406 858"> <tr><th>基本</th><td>8:00~16:00</td></tr> <tr><th>延長</th><td>7:30~8:00 16:00~18:00</td></tr> </table> <p>4. 施設管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町立福岡保育所については（社）宝樹福祉会に管理運営を委託している。 ○ 私立保育所は、各社会福祉法人が管理する。 <p>5. 給食</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各保育所において調理している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満児 完全給食 ・ 3歳以上児 ごはん持参 		種別	施設数	公立	1	私立	2	計	3	名称	児童数	定員	職員		福岡保育所	33	40	7	公設民営	宝樹保育園	47	45	7	私立	どんぐり保育園	26	40	7	私立	計	106	125	21		基本	8:00~16:00	延長	7:30~8:00 16:00~18:00	<p>香住町</p> <p>1. 保育所施設数</p> <table border="1" data-bbox="1503 411 1697 528"> <tr><th>種別</th><th>施設数</th></tr> <tr><td>公立</td><td>1</td></tr> <tr><td>私立</td><td>2</td></tr> <tr><td>計</td><td>3</td></tr> </table> <p>2. 施設の入所状況 平成16年4月現在</p> <table border="1" data-bbox="1503 576 2069 715"> <tr><th>名称</th><th>児童数</th><th>定員</th><th>職員</th><th></th></tr> <tr><td>柴山保育所</td><td>39</td><td>45</td><td>10</td><td>公立</td></tr> <tr><td>みなと保育園</td><td>72</td><td>90</td><td>12</td><td>私立</td></tr> <tr><td>青葉保育園</td><td>59</td><td>90</td><td>15</td><td>私立</td></tr> <tr><td>計</td><td>170</td><td>225</td><td>37</td><td></td></tr> </table> <p>3. 開所時間</p> <table border="1" data-bbox="1503 799 2000 858"> <tr><th>基本</th><td>8:00~16:00</td></tr> <tr><th>延長</th><td>7:00~8:00 16:00~19:00</td></tr> </table> <p>4. 施設管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町立柴山保育所は町が直接運営を行っている。 ○ 私立保育所は、各社会福祉法人が管理する。 <p>5. 給食</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各保育所において調理している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満児 完全給食 ・ 3歳以上児 ごはん持参 <p>* みなと保育園のみ園でご飯を用意（米代を徴収）</p>		種別	施設数	公立	1	私立	2	計	3	名称	児童数	定員	職員		柴山保育所	39	45	10	公立	みなと保育園	72	90	12	私立	青葉保育園	59	90	15	私立	計	170	225	37		基本	8:00~16:00	延長	7:00~8:00 16:00~19:00
種別	施設数																																																																																																																				
公立	3																																																																																																																				
私立	-																																																																																																																				
計	3																																																																																																																				
名称	児童数	定員	職員																																																																																																																		
忠宮へき地保育所	32	40	3	公立																																																																																																																	
小北へき地保育所	14	35	2	公立																																																																																																																	
秋岡へき地保育所	-	35	-	公立																																																																																																																	
計	46	110	5																																																																																																																		
基本	8:00~16:00																																																																																																																				
延長	16:00~18:00																																																																																																																				
種別	施設数																																																																																																																				
公立	1																																																																																																																				
私立	2																																																																																																																				
計	3																																																																																																																				
名称	児童数	定員	職員																																																																																																																		
福岡保育所	33	40	7	公設民営																																																																																																																	
宝樹保育園	47	45	7	私立																																																																																																																	
どんぐり保育園	26	40	7	私立																																																																																																																	
計	106	125	21																																																																																																																		
基本	8:00~16:00																																																																																																																				
延長	7:30~8:00 16:00~18:00																																																																																																																				
種別	施設数																																																																																																																				
公立	1																																																																																																																				
私立	2																																																																																																																				
計	3																																																																																																																				
名称	児童数	定員	職員																																																																																																																		
柴山保育所	39	45	10	公立																																																																																																																	
みなと保育園	72	90	12	私立																																																																																																																	
青葉保育園	59	90	15	私立																																																																																																																	
計	170	225	37																																																																																																																		
基本	8:00~16:00																																																																																																																				
延長	7:00~8:00 16:00~19:00																																																																																																																				

参 考 資 料

協議項目	福祉関係事務事業の取扱い(その1)	協議細目											
現況比較表	保育料の比較 (単位:円)												
保育料	階層区分		国		美方町		村岡町		香住町				
			3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	階層区分		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
	1	生活保護による被保護者世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	0	0	0	A1	生活保護による被保護者世帯(単給世帯を含む)	0	0	0
	2	第1階層及び第4階層～第7階層を除き、前年度分の市町村民税額が次の区分に該当する世帯	9,000	6,000	7,200	4,800	7,200	4,800	B1	市町村民税非課税世帯	9,000	8,000	8,000
	3	市町村民税課税世帯	19,500	16,500	17,500	14,800	16,500	14,000	B2	市町村民税課税世帯	17,000	16,000	15,500
	4	64,000円未満	30,000	27,000	24,000	21,600	22,500	20,200	C1	8,500円未満	23,000	21,500	20,500
									C2	8,500円以上～64,000円未満	28,000	26,500	25,500
	5	64,000円以上160,000円未満	44,500	41,500	31,100	29,000	28,900	26,900	C3	64,000円以上～90,000円未満	32,000	28,500	26,500
									C4	90,000円以上～160,000円未満	36,000	31,000	28,500
	6	160,000円以上408,000円未満	61,000	58,000	36,600	34,800	33,500	31,900	C5	160,000円以上～250,000円未満	40,000	33,500	29,500
									C6	250,000円以上～408,000円未満	44,500	36,000	30,500
	7	408,000円以上	80,000	77,000	40,000	38,500	36,000	34,600	C7	408,000円以上	49,000	37,000	32,000
	保育料の比較(年齢区分別) (単位:円)												
階層区分		3歳未満児			3歳以上児(香住町3歳児)				4歳以上児				
		国	美方町	村岡町	香住町	国	美方町	村岡町	香住町	国	美方町	村岡町	香住町
1	生活保護による被保護者世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	0	0	0	0	0				0
2	第1階層及び第4階層～第7階層を除き、前年度分の市町村民税額が次の区分に該当する世帯	9,000	7,200	7,200	9,000	6,000	4,800	4,800	8,000				8,000
3	市町村民税課税世帯	19,500	17,500	16,500	17,000	16,500	14,800	14,000	16,000				15,500
4	64,000円未満	30,000	24,000	22,500	23,000	27,000	21,600	20,200	21,500				20,500
					28,000				26,500			25,500	
5	64,000円以上160,000円未満	44,500	31,100	28,900	32,000	41,500	29,000	26,900	28,500				26,500
					36,000				31,000			28,500	
6	160,000円以上408,000円未満	61,000	36,600	33,500	40,000	58,000	34,800	31,900	33,500				29,500
					44,500				36,000			30,500	
7	408,000円以上	80,000	40,000	36,000	49,000	77,000	38,500	34,600	37,000				32,000

参 考 資 料

協議項目	福祉関係事務事業の取扱い（その1）		協議細目																												
現況比較表 保育料 (減免)	美方町		村岡町																												
	1 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合		1 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>第1欄</th> <th>第2欄</th> <th>第3欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第2～第7階層に属する世帯</td> <td>ア 最も徴収金基準額が低い児童（最も徴収金基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）</td> <td>徴収金基準額×0.5</td> </tr> <tr> <td>イ ア以外の児童のうち、最も徴収金基準額が低い児童（最も徴収金基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち年長児の1人とする。）</td> <td>徴収金基準額</td> </tr> <tr> <td>ウ ア、イ以外の児童のうち、最も徴収金基準額が低い児童（最も徴収金基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち年長児の1人とする。）</td> <td>徴収金基準額</td> </tr> <tr> <td>エ 上記以外の児童</td> <td>徴収金基準額×0.1</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄	第3欄	第2～第7階層に属する世帯	ア 最も徴収金基準額が低い児童（最も徴収金基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金基準額×0.5	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金基準額が低い児童（最も徴収金基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち年長児の1人とする。）	徴収金基準額	ウ ア、イ以外の児童のうち、最も徴収金基準額が低い児童（最も徴収金基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち年長児の1人とする。）	徴収金基準額	エ 上記以外の児童	徴収金基準額×0.1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>第1欄</th> <th>第2欄</th> <th>第3欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第2～第4階層に属する世帯</td> <td>ア 最も徴収金基準額が低い児童（最も徴収金基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）</td> <td>徴収金基準額</td> </tr> <tr> <td>イ ア以外の児童のうち、最も徴収金基準額が低い児童（最も徴収金基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）</td> <td>徴収金基準額×0.5</td> </tr> <tr> <td>ウ 上記以外の児童</td> <td>徴収金基準額×0.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5～第7階層に属する世帯</td> <td>ア 最も徴収金基準額が高い児童（最も徴収金基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）</td> <td>徴収金基準額</td> </tr> <tr> <td>イ ア以外の児童のうち、最も徴収金基準額が高い児童（最も徴収金基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）</td> <td>徴収金基準額×0.5</td> </tr> <tr> <td>ウ 上記以外の児童</td> <td>徴収金基準額×0.1</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄	第3欄	第2～第4階層に属する世帯	ア 最も徴収金基準額が低い児童（最も徴収金基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金基準額	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金基準額が低い児童（最も徴収金基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金基準額×0.5	ウ 上記以外の児童	徴収金基準額×0.1	第5～第7階層に属する世帯	ア 最も徴収金基準額が高い児童（最も徴収金基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金基準額	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金基準額が高い児童（最も徴収金基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金基準額×0.5	ウ 上記以外の児童	徴収金基準額×0.1
	第1欄	第2欄	第3欄																												
第2～第7階層に属する世帯	ア 最も徴収金基準額が低い児童（最も徴収金基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金基準額×0.5																													
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金基準額が低い児童（最も徴収金基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち年長児の1人とする。）	徴収金基準額																													
	ウ ア、イ以外の児童のうち、最も徴収金基準額が低い児童（最も徴収金基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち年長児の1人とする。）	徴収金基準額																													
	エ 上記以外の児童	徴収金基準額×0.1																													
第1欄	第2欄	第3欄																													
第2～第4階層に属する世帯	ア 最も徴収金基準額が低い児童（最も徴収金基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金基準額																													
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金基準額が低い児童（最も徴収金基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金基準額×0.5																													
	ウ 上記以外の児童	徴収金基準額×0.1																													
第5～第7階層に属する世帯	ア 最も徴収金基準額が高い児童（最も徴収金基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金基準額																													
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金基準額が高い児童（最も徴収金基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金基準額×0.5																													
	ウ 上記以外の児童	徴収金基準額×0.1																													
2 母子世帯等の児童が入所している場合 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合であって、次表に掲げる階層に認定されたときは、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金額とする。		2 母子世帯等の児童が入所している場合 同左																													
(1) 「母子世帯等」 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯 (2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」 次に掲げる児（者）を有する世帯 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者 イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発見第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者 ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者 (3) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等、特に困窮していると町長が認めた世帯		(注) 1 0円未満の端数は切り捨てる。																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th colspan="2">徴収金基準額（月額）</th> </tr> <tr> <th>3歳未満児</th> <th>3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2階層</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>16,500</td> <td>13,800</td> </tr> </tbody> </table>		階層区分	徴収金基準額（月額）		3歳未満児	3歳以上児	第2階層	0	0	第3階層	16,500	13,800	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th colspan="2">徴収金基準額（月額）</th> </tr> <tr> <th>3歳未満児</th> <th>3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2階層</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>15,500</td> <td>13,000</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	徴収金基準額（月額）		3歳未満児	3歳以上児	第2階層	0	0	第3階層	15,500	13,000							
階層区分	徴収金基準額（月額）																														
	3歳未満児	3歳以上児																													
第2階層	0	0																													
第3階層	16,500	13,800																													
階層区分	徴収金基準額（月額）																														
	3歳未満児	3歳以上児																													
第2階層	0	0																													
第3階層	15,500	13,000																													
香住町		1 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>第1欄</th> <th>第2欄</th> <th>第3欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">B1～C2階層に属する世帯</td> <td>ア 最も徴収金基準額が低い児童（最も徴収金基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）</td> <td>徴収金基準額</td> </tr> <tr> <td>イ ア以外の児童のうち、最も徴収金基準額が低い児童（最も徴収金基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）</td> <td>徴収金基準額×0.5</td> </tr> <tr> <td>ウ 上記以外の児童</td> <td>徴収金基準額×0.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">C3～C7階層に属する世帯</td> <td>ア 最も徴収金基準額が高い児童（最も徴収金基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）</td> <td>徴収金基準額</td> </tr> <tr> <td>イ ア以外の児童のうち、最も徴収金基準額が高い児童（最も徴収金基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）</td> <td>徴収金基準額×0.5</td> </tr> <tr> <td>ウ 上記以外の児童</td> <td>徴収金基準額×0.1</td> </tr> </tbody> </table>		第1欄	第2欄	第3欄	B1～C2階層に属する世帯	ア 最も徴収金基準額が低い児童（最も徴収金基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金基準額	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金基準額が低い児童（最も徴収金基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金基準額×0.5	ウ 上記以外の児童	徴収金基準額×0.1	C3～C7階層に属する世帯	ア 最も徴収金基準額が高い児童（最も徴収金基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金基準額	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金基準額が高い児童（最も徴収金基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金基準額×0.5	ウ 上記以外の児童	徴収金基準額×0.1	(注) 1 0円未満の端数は切り捨てる。												
第1欄	第2欄	第3欄																													
B1～C2階層に属する世帯	ア 最も徴収金基準額が低い児童（最も徴収金基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金基準額																													
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金基準額が低い児童（最も徴収金基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金基準額×0.5																													
	ウ 上記以外の児童	徴収金基準額×0.1																													
C3～C7階層に属する世帯	ア 最も徴収金基準額が高い児童（最も徴収金基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金基準額																													
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金基準額が高い児童（最も徴収金基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金基準額×0.5																													
	ウ 上記以外の児童	徴収金基準額×0.1																													
2 母子世帯等の児童が入所している場合 同左		2 母子世帯等の児童が入所している場合 同左																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th colspan="3">徴収金基準額（月額）</th> </tr> <tr> <th>3歳未満児</th> <th>3歳児</th> <th>4歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B1階層</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		階層区分	徴収金基準額（月額）			3歳未満児	3歳児	4歳以上児	B1階層	0	0	0																			
階層区分	徴収金基準額（月額）																														
	3歳未満児	3歳児	4歳以上児																												
B1階層	0	0	0																												

参 考 資 料

協議項目	福祉関係事務事業の取扱（その1）		協議細目																				
現況比較表		美方町	村岡町	香住町																			
	障害児保育事業	実施なし	1. 事業主体 町（障害児保育事業・町単独） 2. 対象 保育に欠ける障害児で ・集団保育が可能で日々通所できる児童 ・特別児童扶養手当の支給対象児 3. 補助金 障害児が入所を希望する保育所に対して、障害者1名につき町が以下の補助を行う。 月額 事務補助者月額賃金×月保育日数	1. 事業主体 町（障害児保育事業・町単独） 2. 対象 保育に欠ける障害児で ・集団保育が可能で日々通所できる児童 ・特別児童扶養手当の支給対象児 3. 補助金 障害児が入所を希望する保育所に対して、障害者1名につき町が以下の補助を行う。 年額 1,000,000円(月額83,000円)																			
	延長保育事業	1. 事業主体 町（延長保育事業・町単独） 2. 実施保育所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>延長時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小北へき地保育所</td> <td>16:00～18:00</td> </tr> </tbody> </table> 平成16年4月 現在 3. 補助金 なし 4. 保育料 2,000円（月額）	名称	延長時間	小北へき地保育所	16:00～18:00	1. 事業主体 町（時間外保育事業・町単独） 2. 実施保育所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>延長時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡保育所</td> <td>7:30～8:00 16:00～18:00</td> </tr> <tr> <td>宝樹保育園</td> <td>7:30～8:00 16:00～18:00</td> </tr> <tr> <td>どんぐり保育園</td> <td>7:30～8:00 16:00～18:00</td> </tr> </tbody> </table> 平成16年4月 現在 3. 補助金 時間外保育を実施した保育所に対し、月30,000円の補助金の交付を行う。 4. 保育料 1,000円（月額） [ただし、17時以降の保育日数が月保育日数の1/2を超える場合のみ徴収]	名称	延長時間	福岡保育所	7:30～8:00 16:00～18:00	宝樹保育園	7:30～8:00 16:00～18:00	どんぐり保育園	7:30～8:00 16:00～18:00	1. 事業主体 町（延長保育事業・県補助） 2. 実施保育所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>延長時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柴山保育所</td> <td>7:00～8:00 16:00～19:00</td> </tr> <tr> <td>みなと保育園</td> <td>7:00～8:00 16:00～19:00</td> </tr> <tr> <td>青葉保育園</td> <td>7:00～8:00 16:00～19:00</td> </tr> </tbody> </table> 平成16年4月 現在 3. 補助金 県が定める補助基準を満たして延長保育を実施した保育所に対し、県基準額のおり補助金の交付を行う。 4. 保育料 無料	名称	延長時間	柴山保育所	7:00～8:00 16:00～19:00	みなと保育園	7:00～8:00 16:00～19:00	青葉保育園
名称	延長時間																						
小北へき地保育所	16:00～18:00																						
名称	延長時間																						
福岡保育所	7:30～8:00 16:00～18:00																						
宝樹保育園	7:30～8:00 16:00～18:00																						
どんぐり保育園	7:30～8:00 16:00～18:00																						
名称	延長時間																						
柴山保育所	7:00～8:00 16:00～19:00																						
みなと保育園	7:00～8:00 16:00～19:00																						
青葉保育園	7:00～8:00 16:00～19:00																						
一時保育事業	実施なし	1. 事業主体 各保育所 2. 実施保育所 町内全保育所 3. 保育料（各保育所において設定） 例 宝樹保育園 単位：円 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1・2歳児</th> <th>3・4歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一日</td> <td>2,000</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>半日（給食あり）</td> <td>1,300</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>半日（給食なし）</td> <td>1,000</td> <td>800</td> </tr> </tbody> </table>		1・2歳児	3・4歳児	一日	2,000	1,500	半日（給食あり）	1,300	1,000	半日（給食なし）	1,000	800	1. 事業主体 町（一時保育事業・町単独） 2. 実施保育所 町内全保育所 3. 保育料 2,000円（1日） 4. 運営費 一時保育を実施した保育所に対し、1日につき1人4,000円の運営費を交付する。								
	1・2歳児	3・4歳児																					
一日	2,000	1,500																					
半日（給食あり）	1,300	1,000																					
半日（給食なし）	1,000	800																					

参 考 資 料

協議項目	福祉関係事務事業の取扱い（その1）		協議細目																				
現況比較表	美方町	村岡町	香住町																				
私立保育所 運営支援事業	実施なし	1. 事業主体 町（民間保育園運営費補助事業・町単独） 2. 補助金 ○ 保育所運営費補助金 各保育所の年間収支に基づき、収入の不足分について、予算の範囲内で保育所運営費補助金を交付する。 ○ 保育所施設整備費補助金 各保育所において適正な保育環境のもと児童が保育されるよう、必要に応じて保育所施設整備費補助金を交付する。	1. 事業主体 町（保育所特別対策事業・町単独） 2. 補助金 民間保育所において、入所児童数が定員の9割を満たない場合に、運営固定経費の1/2を基本として単価を定め、当該単価にその満たない児童数を乗じた額を補助金として交付する。 また、定員の1割の児童数に対して上記単価の10%相当額をその児童数に乗じた額を交付する。（年20万円を上限）																				
へき地保育所に関する こと	1. 施設の状況 <table border="1" data-bbox="477 762 819 879"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>児童数</th> <th>定員</th> <th>職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>忠宮へき地保育所</td> <td>32</td> <td>40</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>小北へき地保育所</td> <td>14</td> <td>35</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>秋岡へき地保育所</td> <td>-</td> <td>35</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>46</td> <td>110</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> 平成16年4月 現在 H13より休所	名称	児童数	定員	職員	忠宮へき地保育所	32	40	3	小北へき地保育所	14	35	2	秋岡へき地保育所	-	35	-	計	46	110	5	該当施設なし	該当施設なし
名称	児童数	定員	職員																				
忠宮へき地保育所	32	40	3																				
小北へき地保育所	14	35	2																				
秋岡へき地保育所	-	35	-																				
計	46	110	5																				
	2. 開所時間 <table border="1" data-bbox="477 949 745 997"> <tbody> <tr> <td>基本</td> <td>8:00~16:00</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>16:00~18:00</td> </tr> </tbody> </table>	基本	8:00~16:00	延長	16:00~18:00																		
基本	8:00~16:00																						
延長	16:00~18:00																						
	3. 施設管理 町による直接管理																						
	4. 保育所運営協力費 5,000円/月																						
	5. 延長保育協力費 2,000円/月																						
	6. 給食費 175円/日																						

参 考 資 料

協議項目	福祉関係事務事業の取扱い（その1）		協議細目												
現況比較表															
	通園バスに関する事	<p>美方町</p> <p>実施なし</p>	<p>村岡町</p> <p>1. 事業主体 町（運行は全但バスに委託）</p> <p>2. 通園バス 3台(全て幼児専用バス・トヨタハイエース)</p> <table border="1" data-bbox="990 491 1344 619"> <thead> <tr> <th>利用保育所</th> <th>送迎児童</th> <th>乗車定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡保育所</td> <td>25</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>宝樹保育園</td> <td>17</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>どんぐり保育園</td> <td>23</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成16年4月 現在</p> <p>3. 利用児童 2歳以上児</p> <p>4. 保護者負担 なし</p>	利用保育所	送迎児童	乗車定員	福岡保育所	25	12	宝樹保育園	17	12	どんぐり保育園	23	18
利用保育所	送迎児童	乗車定員													
福岡保育所	25	12													
宝樹保育園	17	12													
どんぐり保育園	23	18													

(8) 各年齢の人口構成

(平成16年4月1日現在)

年齢区分	美方町			村岡町			香住町			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0 ~ 1 歳	9	4	13	23	12	35	43	47	90	75	63	138
1 ~ 2 歳	10	5	15	18	23	41	66	53	119	94	81	175
2 ~ 3 歳	9	14	23	33	17	50	43	49	92	85	80	165
3 ~ 4 歳	6	9	15	19	31	50	75	52	127	100	92	192
4 ~ 5 歳	6	11	17	22	19	41	61	54	115	89	84	173
5 ~ 6 歳	11	9	20	28	25	53	73	69	142	112	103	215
6 ~ 7 歳	6	7	13	13	22	35	82	64	146	101	93	194
7 ~ 8 歳	20	10	30	36	25	61	80	76	156	136	111	247
8 ~ 9 歳	10	5	15	28	29	57	69	76	145	107	110	217
9 ~ 10 歳	13	10	23	25	29	54	89	75	164	127	114	241
10 ~ 11 歳	11	11	22	37	30	67	78	86	164	126	127	253
11 ~ 12 歳	7	10	17	37	33	70	82	67	149	126	110	236
12 ~ 13 歳	12	16	28	39	39	78	88	69	157	139	124	263
13 ~ 14 歳	6	8	14	31	39	70	76	81	157	113	128	241
14 ~ 15 歳	9	11	20	39	36	75	78	90	168	126	137	263
15 ~ 16 歳	12	8	20	42	39	81	93	83	176	147	130	277
16 ~ 17 歳	10	13	23	45	31	76	86	96	182	141	140	281
17 ~ 18 歳	16	10	26	49	39	88	80	101	181	145	150	295
18 ~ 19 歳	13	10	23	27	35	62	110	95	205	150	140	290
19 ~ 20 歳	18	15	33	26	33	59	101	72	173	145	120	265
20 ~ 21 歳	14	9	23	51	42	93	65	81	146	130	132	262
21 ~ 22 歳	16	12	28	28	24	52	69	91	160	113	127	240
22 ~ 23 歳	17	8	25	31	28	59	83	51	134	131	87	218
23 ~ 24 歳	11	8	19	29	20	49	65	64	129	105	92	197
24 ~ 25 歳	14	10	24	34	19	53	62	57	119	110	86	196
25 ~ 26 歳	9	9	18	33	16	49	74	58	132	116	83	199
26 ~ 27 歳	8	10	18	28	31	59	62	63	125	98	104	202
27 ~ 28 歳	7	8	15	25	17	42	70	78	148	102	103	205
28 ~ 29 歳	9	13	22	20	30	50	83	60	143	112	103	215
29 ~ 30 歳	10	15	25	23	22	45	83	62	145	116	99	215
30 ~ 31 歳	10	12	22	38	32	70	83	67	150	131	111	242
31 ~ 32 歳	13	6	19	28	22	50	64	74	138	105	102	207
32 ~ 33 歳	13	8	21	22	27	49	62	71	133	97	106	203
33 ~ 34 歳	12	12	24	32	24	56	93	76	169	137	112	249
34 ~ 35 歳	12	9	21	27	29	56	64	75	139	103	113	216
35 ~ 36 歳	9	6	15	28	21	49	52	78	130	89	105	194
36 ~ 37 歳	11	11	22	25	37	62	71	69	140	107	117	224
37 ~ 38 歳	11	13	24	30	24	54	67	56	123	108	93	201
38 ~ 39 歳	8	10	18	28	28	56	71	65	136	107	103	210
39 ~ 40 歳	12	9	21	23	32	55	91	78	169	126	119	245
40 ~ 41 歳	7	9	16	32	25	57	74	74	148	113	108	221
41 ~ 42 歳	14	9	23	36	36	72	72	97	169	122	142	264
42 ~ 43 歳	10	11	21	39	44	83	85	67	152	134	122	256
43 ~ 44 歳	11	6	17	44	40	84	87	83	170	142	129	271
44 ~ 45 歳	9	16	25	42	34	76	94	93	187	145	143	288
45 ~ 46 歳	11	13	24	45	36	81	91	80	171	147	129	276
46 ~ 47 歳	10	15	25	46	41	87	76	83	159	132	139	271
47 ~ 48 歳	15	15	30	33	28	61	105	96	201	153	139	292
48 ~ 49 歳	17	9	26	37	49	86	102	85	187	156	143	299
49 ~ 50 歳	20	11	31	43	38	81	107	90	197	170	139	309

50 ~ 51 歳	23	22	45	46	43	89	95	76	171	164	141	305
51 ~ 52 歳	15	11	26	53	37	90	98	92	190	166	140	306
52 ~ 53 歳	11	15	26	52	53	105	113	89	202	176	157	333
53 ~ 54 歳	28	15	43	47	42	89	122	112	234	197	169	366
54 ~ 55 歳	17	15	32	64	44	108	130	110	240	211	169	380
55 ~ 56 歳	20	18	38	50	49	99	95	130	225	165	197	362
56 ~ 57 歳	20	17	37	50	44	94	116	119	235	186	180	366
57 ~ 58 歳	13	22	35	37	44	81	71	77	148	121	143	264
58 ~ 59 歳	11	18	29	34	31	65	48	55	103	93	104	197
59 ~ 60 歳	12	15	27	33	46	79	79	87	166	124	148	272
60 ~ 61 歳	17	18	35	41	49	90	80	101	181	138	168	306
61 ~ 62 歳	14	15	29	33	38	71	89	103	192	136	156	292
62 ~ 63 歳	20	21	41	46	48	94	100	124	224	166	193	359
63 ~ 64 歳	11	25	36	40	36	76	86	110	196	137	171	308
64 ~ 65 歳	14	12	26	35	40	75	69	89	158	118	141	259
65 ~ 66 歳	13	23	36	35	36	71	60	81	141	108	140	248
66 ~ 67 歳	20	21	41	57	60	117	89	103	192	166	184	350
67 ~ 68 歳	17	21	38	42	58	100	102	94	196	161	173	334
68 ~ 69 歳	25	33	58	42	79	121	83	105	188	150	217	367
69 ~ 70 歳	21	18	39	50	47	97	79	98	177	150	163	313
70 ~ 71 歳	24	25	49	53	65	118	79	91	170	156	181	337
71 ~ 72 歳	21	38	59	56	54	110	89	98	187	166	190	356
72 ~ 73 歳	30	24	54	68	63	131	86	97	183	184	184	368
73 ~ 74 歳	23	25	48	45	77	122	75	101	176	143	203	346
74 ~ 75 歳	9	21	30	46	61	107	77	105	182	132	187	319
75 ~ 76 歳	25	27	52	61	56	117	82	111	193	168	194	362
76 ~ 77 歳	24	28	52	52	58	110	47	79	126	123	165	288
77 ~ 78 歳	15	24	39	49	47	96	62	100	162	126	171	297
78 ~ 79 歳	17	27	44	50	63	113	62	73	135	129	163	292
79 ~ 80 歳	16	33	49	37	54	91	42	60	102	95	147	242
80 ~ 81 歳	10	30	40	29	46	75	44	73	117	83	149	232
81 ~ 82 歳	13	24	37	22	40	62	33	67	100	68	131	199
82 ~ 83 歳	10	25	35	16	39	55	52	67	119	78	131	209
83 ~ 84 歳	11	22	33	20	47	67	22	63	85	53	132	185
84 ~ 85 歳	7	20	27	16	29	45	14	44	58	37	93	130
85 ~ 86 歳	10	12	22	12	32	44	22	41	63	44	85	129
86 ~ 87 歳	4	15	19	15	28	43	20	47	67	39	90	129
87 ~ 88 歳	7	10	17	11	34	45	16	35	51	34	79	113
88 ~ 89 歳	7	10	17	8	17	25	12	29	41	27	56	83
89 ~ 90 歳	3	12	15	11	15	26	5	26	31	19	53	72
90 ~ 91 歳	3	4	7	9	21	30	11	15	26	23	40	63
91 ~ 92 歳	4	12	16	2	18	20	5	26	31	11	56	67
92 ~ 93 歳	2	6	8	7	19	26	8	10	18	17	35	52
93 ~ 94 歳	2	9	11	3	10	13	1	12	13	6	31	37
94 ~ 95 歳	1	6	7	2	4	6	1	12	13	4	22	26
95 ~ 96 歳	0	4	4	4	4	8	0	11	11	4	19	23
96 ~ 97 歳	1	2	3	3	2	5	1	9	10	5	13	18
97 ~ 98 歳	1	5	6	1	4	5	0	4	4	2	13	15
98 ~ 99 歳	0	3	3	1	3	4	1	3	4	2	9	11
99 ~ 100 歳	0	1	1	0	1	1	0	4	4	0	6	6
100 ~ 歳	0	4	4	0	2	2	0	2	2	0	8	8
計	1,206	1,391	2,597	3,193	3,419	6,612	6,653	7,147	13,800	11,052	11,957	23,009

(資料: 各町住民基本台帳)

参 考 資 料

協議項目	福祉関係事務事業の取扱い（その1）																																												
先進事例	新市町名	調 整 内 容																																											
	養父市	<p>1 町立保育施設については、現行のまま新市へ引き継ぐ。定員については合併時まで調整する。</p> <p>2 保育料については合併時まで調整する。</p> <p>ア 階層区分については、国の保育所徴収金基準額表の階層区分とする。</p> <p>イ 新市においては少子化、子育て支援施策として保育料の軽減を行う。</p> <p>ウ 保育料は合併時まで統一する。</p> <p>エ 5歳児は幼稚園保育料との調整から8,500円とする。</p> <p>3 延長保育については、新たに制度を設ける。</p> <p>4 一時保育については、合併時に調整する。</p> <p>5 通園バスについては、現行のまま新市に引き継ぐ。送迎料金は無料とする。</p>																																											
	朝来市	<p>1 保育料に関すること</p> <p>① 保育料は国の徴収基準を参考に、合併時まで定める。</p> <p>② 同一世帯から2人以上の乳幼児が入所している場合及び母子世帯等の場合の保育料減免については、合併時まで国の基準を参考に調整する。病気等による休所の場合の保育料減免については、合併時まで和山町の制度をもとに調整する。</p> <p>2 延長保育（公立保育所）に関すること</p> <p>公立保育所の延長保育事業は、合併時に再編する。</p> <p>3 一時保育（公立保育所）に関すること</p> <p>公立保育所の一時保育事業は、合併時に再編する。</p> <p>4 保育所バス運行事業</p> <p>朝来町の保育所バス運行事業は、現行のまま新町に引き継ぎ、合併後概ね3年以内に再編する。</p>																																											
	豊岡市	<p>1 保育料は別表のとおりとする。ただし、出石町及び但東町に所在する保育園に入園する場合に限り、激変緩和として合併後3年間経過措置を設ける。また、日高町における幼稚園未設置校区の5歳未満時保育料の上限は、日高町の例による。</p> <p>2 延長保育事業に係る利用料及び利用時間は、豊岡市の例により調整する。</p> <p>3 一時保育事業に係る利用料及び利用時間は、豊岡市の例により調整する。</p> <p>4 障害児保育事業は、豊岡市の例により加配基準を設け、重度食物アレルギー児対策は日高町の例による。</p> <p>5 民間保育所経営支援は、豊岡市の例により調整する。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="555 1054 1193 1334"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>階層</th> <th>3歳未満児</th> <th>3歳児</th> <th>4歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>第1階層</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税世帯</td> <td>第2階層</td> <td>8,000円</td> <td>6,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>住民税課税世帯</td> <td>第3階層</td> <td>18,500円</td> <td>16,000円</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>所得税額 64,000円未満</td> <td>第4階層</td> <td>26,000円</td> <td>23,000円</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td>所得税額 64,000円以上 160,000円未満</td> <td>第5階層</td> <td>38,000円</td> <td>32,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>所得税額 160,000円以上 408,000円未満</td> <td>第6階層</td> <td>45,000円</td> <td>37,000円</td> <td>34,000円</td> </tr> <tr> <td>所得税額 408,000円以上</td> <td>第7階層</td> <td>50,000円</td> <td>38,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	階層	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	生活保護世帯	第1階層	0円	0円	0円	住民税非課税世帯	第2階層	8,000円	6,000円	6,000円	住民税課税世帯	第3階層	18,500円	16,000円	16,000円	所得税額 64,000円未満	第4階層	26,000円	23,000円	23,000円	所得税額 64,000円以上 160,000円未満	第5階層	38,000円	32,000円	30,000円	所得税額 160,000円以上 408,000円未満	第6階層	45,000円	37,000円	34,000円	所得税額 408,000円以上	第7階層	50,000円	38,000円	35,000円
区分	階層	3歳未満児	3歳児	4歳以上児																																									
生活保護世帯	第1階層	0円	0円	0円																																									
住民税非課税世帯	第2階層	8,000円	6,000円	6,000円																																									
住民税課税世帯	第3階層	18,500円	16,000円	16,000円																																									
所得税額 64,000円未満	第4階層	26,000円	23,000円	23,000円																																									
所得税額 64,000円以上 160,000円未満	第5階層	38,000円	32,000円	30,000円																																									
所得税額 160,000円以上 408,000円未満	第6階層	45,000円	37,000円	34,000円																																									
所得税額 408,000円以上	第7階層	50,000円	38,000円	35,000円																																									

協議第42号

合併の期日の変更について

合併の期日の変更について協議する。

平成16年6月9日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

協定項目	1 - (2)	合併の期日
<p>平成15年12月24日に開催した第1回合併協議会において確認された合併の期日について、下記のとおり改める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>「平成17年3月31日までに合併する。平成17年3月1日を目標期日とする。」を「合併の期日は、平成17年4月1日とする。」に改める。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議

合併期日を平成 17 年 4 月 1 日とする理由

従来の合併特例法においては、平成 17 年 3 月 31 日までに合併が行われることを要件としているため、本協議会も「平成 17 年 3 月 31 日までに合併する。平成 17 年 3 月 1 日を目標期日とする。」としていた。

このほど同法の改正があり、平成 17 年 3 月 31 日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成 18 年 3 月 31 日までに合併を行ったものについては現行合併特例法の規定を適用することとなった。

合併の期日は、本来、通常の会計年度の始期と合わせることが最も妥当であり、従って、合併期日を平成 17 年 4 月 1 日とする。